

総合基本資料

2018年度



2018年度 公益社団法人日本青年会議所

基本理念

「和」の精神性が導く
愛と希望溢れる国 日本の創造

2018年度 一般社団法人日立青年会議所

スローガン

風

～新たな時代の創造に向けた挑戦～

一般社団法人 **日立青年会議所**

〒317-0064 茨城県日立市神峰町3丁目4番3号

TEL:0294-22-6341 FAX:0294-21-5171

<http://www.hitachijc.or.jp/> E-mail:h-jc@hitachijc.or.jp

The Creed of

Junior Chamber International

We Believe

That faith in God gives meaning

And purpose to human life

That the brotherhood of man

Transcends the sovereignty of nations;

That economic justice can best be won

By free man through free enterprise;

That government should be of laws

Rather than of men

That earth's great treasure lies in

Human personality and

That service to humanity is the best

Work of life

JCI MISSION

To provide development opportunities

トゥ プロバイド デベロップメント オポチュニティーズ

that empower young people

ザット エンパワー ヤング ピーブル

to create positive change.

トゥ クリエイト ポジティブ チェンジ

JCI Vision

To be the leading global network of

トゥ ビー ザ リーディング グローバル ネットワーク オブ

Young active citizens.

ヤング アクティブ シチズンズ

JC宣言

日本の青年会議所は

混沌という未知の可能性を切り拓き

個人の自立性と社会の公共性が

生き生きと協和する確かな時代を築くために

率先して行動することを宣言する

綱領

われわれJayceeは

社会的・国家的・国際的な責任を自覚し

志を同じうする者 相集い 力を合わせ

青年としての英知と勇氣と情熱をもって

明るい豊かな社会を築き上げよう

関東地区宣言

われわれは
国づくりの先駆者（さきがけ）として
責任と誇りをもち
愛する地域のため個を確立し
同じ価値観のもと共創しあい
関東地区は日本の礎となることを誓う

いばらきJC 宣言

わたしたちは
自律発展する地域確立のため
社会システムとこころの真価を創造し
新世代（みらい）を担う者たちが光輝き
この豊かな郷土と共栄した
夢と希望溢れる
「いばらき」を創ることを宣言する

2018年度(一社)日立青年会議所事業計画編

風

新たな時代の
創造に向けた挑戦

「地域の未来は、そこにいる人によって創られる」

この地域に住み暮らし、働く私たちだからこそ、明るい豊かな日立の未来図を描き常に行動しなければならない。誰かが問題を解決してくれるだろうと、待っているだけでは何も変わらないであろう。重要なのは一人ひとりが、このまちに魅力を感じ愛着心を持つこと、そして当事者として地域の未来を真剣に考え行動することである。

「成功の反対は失敗ではなく、何もしないこと」「失敗は成功のもと」と言われるよう、必死に物事に取り組みば成功は自信となり、失敗しても経験として残ります。行動することは必ず自己成長に繋がるのです。自身の考えや行動が人に影響を与えることもあり、また逆に他者から影響を与えられることもある。青年会議所には互いに自らを高められる仲間がいる。自己成長のため、地域発展のためにも失敗を恐れず、仲間と共に果敢に挑戦していきましょう。

【会員拡大について】

新たな人材発掘は、私たちの使命であり、命題でもあります。私たちはこれからも、新しいメンバーをたくさん迎え入れ、勇気ある一步を踏み出す同志と共に、JC活動をとおして、地域発展のための運動を展開してまいります。

新しい仲間を誘うためには、JCの魅力とは何かを伝えなければなりません。会員拡大運動は、現役メンバーにとっては自己のJC活動を振り返り、そこで得たたくさんのお話を再び見つめなおす機会にもなります。また、多種多様なひとが集まってこそ、さまざまな意見や考え方が混ざり合い、新しいJCが作られていくのだと思います。仲間を増やし、事業を行う中で、たまたまそこにいたメンバーが、一生涯の友となることがあるのです。

個においても組織においても有益な会員拡大について、一人ひとりが真剣に考え、皆で推し進めてまいりましょう。

【伝承、そして未来へ】

私は、2007年にこの日立青年会議所に入会し10年間JC生活を歩んできました。十年一昔と言いますが、10年前に比べ世の中は激しく移り変わり、この日立青年会議所も同様に移り変わっていると肌で感じています。共に活動をしてきた経験豊富なメンバーは卒業をし、気がつくとなりが最年長となり、若いメンバーが半数を超えるという現状であります。私は、現在の日立青年会議所には確実に新しい風が吹きはじめており、この新しい風をこの1年で大きな力に変えなくてはならないと感じています。そのためには、青年会議所としての規律をしっかりと学び、まがりなりにもこの10年間私のJC生活の中で学んだ日立青年会議所の歴史と伝統はしっかりとメンバーに伝承し、互いに切磋琢磨しな

がら、真剣に議論する中で共に新たな日立青年会議所の歴史を築いてまいりましょう。

【魅力溢れるまちづくり】

この日立市には、緑豊かな山々と青く澄みわたる海に囲まれた自然環境、世界レベルの産業と技術、そして誰もが誇れる歴史と文化など、多くの魅力があります。地域分権が進展する中、今まで以上に魅力溢れるまちを築いていくためには、この地域の個性を活かしたまちづくりや、地域に愛着をもつ市民によるまちづくりが必要だと考えます。そのためにも、まずはメンバーが地域としっかりと向き合い、当事者意識を持って行動していかなければなりません。我々は、未来を切り拓く先駆者として、行政、各種団体、住民の方々と連携しながら郷土愛を醸成し、希望溢れる日立の未来を創るべく運動を展開してまいります。

【子供たちの心を育む】

子供たちは、私たちが創り上げた世界の先に生きていきます。未来の日立市が明るい社会であるためには、今の私たちの努力と、健全な今の子供たちの育成なくして成り立ちません。現在の社会の延長線上にある、競争にさらされた資本経済社会の行きつく先は、格差増大社会であり、古来日本の協調型社会形成を崩壊させた個人主義主観の行きつく先は希薄な人間関係による利己追求型社会であろうと思います。

私たちが目指す豊かな社会とは、果たしてそのようなものなのでしょうか。日々進化する先進技術による利便性をありがたく享受しながらも、人との係わりを忘れない心の教育を私たち親の世代がしっかりと行い、広い心を育み、助け合いの精神のある次世代を育成してまいります。

【事業について】

青年会議所運動を発信する大きな手段のひとつとして、私たちの行う「事業」があります。私たちの運動は自発的な意志により加入したメンバーの起こす運動であり、自由であり、能動的です。ゆえに、各事業主管委員会には、事業にひとつ新たな試みを盛り込んでいただき、チャレンジする土壌を作っていきたいと考えております。私たちの運動は決して完成されたものではなく、社会の進歩とともに、さらに発展していくものです。

トライアルな風土の中で、しっかりと検証を行う学びの多い事業を作り上げ、メンバーの成長に寄与してまいります。

【おわりに】

私は、10年前にこの日立青年会議所へ入会し、「明るい豊かな社会の実現」を目指す運動の中から実に多くの経験と学びを得ることができ、また多くの仲間を得ることもできました。そして、自分でも驚くほどに価値観の変化が現れ、経営者としても、ひとりの人間

としても成長をさせていただきました。現在の私自身を形作る非常に大きな要素として日立青年会議所の存在が位置付けられていると感じています。私を変えてくれたこの日立青年会議所のために、全身全霊で職務を全うします。未知の世界に足を踏み入れることには、大きな不安を伴いますが、何もしなければ何も変わりません。すなわち、自分が成長するためには、変わることを決意し行動に移す必要があります。そして、一人では成し得ることができないことでも、日立青年会議所メンバーの英知と勇気と情熱を結集すれば可能性は無限に広がります。どんなに厳しく困難な状況でも、後から振り返ると良い経験で、仲間と共に何かに打ち込めるかけがえのない時間だったと必ず思えます。だからこそ、40歳までの限られた時間を共に前向きに楽しみましょう。

風

～新たな時代の創造に向けた挑戦～

一般社団法人日立青年会議所2018年度基本方針

1. JAYCEEとして個々の資質向上と、地域のリーダーたる人材への育成
2. 会員100名を目指す、積極的な会員拡大
3. 活気あふれる地域になるための、まちづくり事業の実施
4. 子供たちの豊かな心を育む青少年育成事業の実施
5. 学びを与える事業の実施
6. 時代に即した組織運営と情報発信

1 会員拡大委員会運営方針

3 会員拡大委員会副理事長 大久保 和哉

5 近年の急速な会員の減少は全国的な問題であり、多くのLOMにおいて組織の維持、運
6 営、活動の継続が危惧されています。これは我々日立青年会議所においても例外ではあり
7 ません。すべてのメンバーが会員拡大の重要性を理解し、現状に危機感を抱くことが必要
8 であり、会員数の減少に対する意識の改革と施策が必要であると考えます。

9 新しい仲間を集うためには、JCの魅力とは何かを伝えなければなりません。JCは、「奉
10 仕・修練・友情」の三信条を掲げ、「明るい豊かな社会」の実現を目指しながら、様々な活
11 動を行っていくなかで会員同士が互いに刺激し、成長しあえる魅力あふれる団体です。そし
12 てかけがえのない時間を共有することで一生涯の仲間を作ることが出来る団体であること
13 を発信していかなければなりません。

14 また外部団体と連携をとることで、日立青年会議所の魅力を発信するとともに一人でも
15 多くの方が仲間になりたいと思える活動を行ってまいります。

16 今後も、地域において意義ある運動を展開し必要とされる団体であり続けるためにも、一
17 人ひとりがJCの存在価値を認識し、魅力を伝えることのできるJAYCEEとなり、志を
18 共にする仲間を増やしていきます。性別や役職などの固定観念に捉われず会員の拡大へ挑
19 戦し、これまでの手法を引き継ぎながら時代に沿った拡大手法を会員一丸となって会員拡
20 大に取り組んでまいります。

21 今後の日立青年会議所の歴史を変えるという使命感を持ち、会員拡大運動を委員会メン
22 バー一丸となり邁進していきます。

会員拡大委員会基本方針・事業計画（案）

担当副理事長 大久保和哉

委員長 鈴木 将嗣

副委員長 阿部 達郎

副委員長 鎌田 愛未

委員 岩崎 祐一 岡部 隆司 椎名 厚介 白石 哲也 長井 正之

<基本方針>

1 明るい豊かな日立市の実現を目指す日立青年会議所に40歳で卒業という制度がある以
2 上、毎年の会員の輩出はやむを得ないことではありますが、年ごとに会員が入れ替わり、
3 絶えず会員の新陳代謝を繰り返すことで、組織が変に凝り固まることなく日立青年会議所
4 は今日まで継続してきました。これからも私たちは、真剣にこの地域のことを考えること
5 ができる新しい仲間を積極的に迎え入れ、より多くの仲間と共に活動する必要があります。

6 まずは、会員一人ひとりが日立青年会議所の置かれている現状を理解し、会員拡大運動
7 の必要性を実感してもらうために、毎月1回拡大会議を開催し、会員が一丸となって積極
8 的に会員拡大運動に取り組めるようにします。そして、新しい仲間へ青年会議所の魅力を
9 自分の言葉で伝え、入会候補者として会に誘うために、会員一人ひとりがこれまでの自分
10 の活動を振り返り、これまでに得た経験や学びを改めて見つめ直し、自信を持って会の魅
11 力や入会で得られるメリットを語るができるようになる機会を設けます。さらに、入
12 会候補者にまずは青年会議所のことを知ってもらうために、会のことをより深く知っても
13 らう勉強の場を設けて、会への理解を深めてもらったうえで、入会へと繋げていきます。
14 また、これまでの枠にとらわれない新たな入会候補者を発掘するために、気軽に参加でき
15 る交流会などを企画し、入会する会員の幅を広げていきます。そして、新しく会員となっ
16 た人たちに、青年会議所の魅力を感じ、友情を育んでもらうため、新しい会員が積極的に
17 参加し、お互いに助け合い、励まし合って、やりがいと達成感を得られる事業を行います。

18 青年会議所の魅力を感じ、我々の思いに共感して入会した新しい仲間と共に、青年会議
19 所の必要性と、運動の意義を見つめ直し、自信に満ち溢れたJAYCEEとなった我々が、
20 この日立市で積極的に活動していく、それが我々の新たな時代の創造に向けた挑戦です。

21

<事業計画>

- 22 1) 積極的な会員の拡大
23 2) 拡大会議の実施
24 3) オリエンテーションの実施
25 4) 2月例会の主管
26

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 5) 12月例会の主管

2 6) 献血活動の実施

アカデミー研修委員会運営方針

アカデミー研修委員会副理事長 大和田 典義

本年度日立青年会議所では、10名を超える新たな仲間を迎え、より一層の力を持って青年会議所運動を邁進することができます。しかし、仲間が増えると同時に入会間もないアカデミー会員の育成が全国的な課題となっています。卒業制度のもと、ベテランといわれるJAYCEEは地域の人財として輩出され活躍する一方、青年会議所の会員は常に入れ替わり、まだ入会間もないアカデミー会員が半数を超える青年会議所も珍しくありません。より質の高い青年会議所運動を行うため、そして地域で活躍する人財を常に輩出し続けるためには、アカデミー会員の育成が急務であり、その会員が青年会議所運動を通して自己研鑽を重ね、地域の未来を創る人財として成長する必要があります。

まずは、新入会員の皆様に青年会議所の基礎となるルールを学んでいただき、共に日立の未来を創っていく積極的且つ能動的な行動を起こせる力強いJAYCEEとしての一步を踏み出していただきます。

青年会議所運動には様々な「気づき」や「学び」の機会が用意されています。主体的に活動すればその機会は何倍にも増し、自然と成長していくように構築された組織となっています。青年会議所運動を邁進する中で、様々な経験をし、様々な人と出会い、多様な価値観に触れることで人は磨かれ、成長するのです。一年間共に活動する仲間と価値観をぶつけ合い、熱く語り、苦楽を共にしながら絆を深めていただけるよう運営してまいります。

そして、青年会議所で得ることのできる出会いの連鎖は、日立のみにとどまらず、茨城県、日本、そして世界へと繋がっています。無限の出会いが待っている出向の機会を積極的に活用できるよう支援し、青年会議所が持つスケールメリットを感じていただきます。

また、地域経済人としての成長は我々青年経済人の使命であり、その成長無くして地域の成長はありません。今、我々青年経済人が学ぶべきことを広い視点から見つめ直し、研修事業を構築していきます。

さらに、日立青年会議所が一体感を持って運動を邁進するために、各副理事長と委員会間を越えた活発な行動を起こし、共に役員会と委員会の意思疎通を図ることで、より強固な組織運営を行っていきます。

日立青年会議所が紡いできた51年間の歴史と伝統、そして青年会議所運動の本質をしつかりと継承しながらも、新入会員のフレッシュな価値観を吸収することで、既存の組織を見つめなおし、双方がシナジーを起こし、日立青年会議所の更なる飛躍へと繋がります。

アカデミー研修委員会基本方針・事業計画

担当副理事長 大和田典義
委員長 荒蒔 義嗣
副委員長 佐藤 聖悟
副委員長 鈴木 健容
委員 有川 貴康 鶴木 宏介 大森 健之 加納 淳市 近藤 大輔
藤崎 裕二 北條 泰樹 森 泰明 山田 泰裕 藁谷 智彦
瀬谷 玲奈

<基本方針>

1 日立青年会議所は、この日立市を魅力ある町に発展させ、市民を捲込んだ運動を発信し共
2 感を得て、より良い社会へ牽引する団体です。しかし、近年はベテランメンバーの減少と在
3 籍年数の短期化に伴い、日立青年会議所の核を担える人財の確保が急務となっています。入
4 会間もないメンバーが我々と同じ志を持ち、青年会議所運動を通して日立青年会議所の核
5 となり、地域を牽引する強いリーダーシップを持つ人財に成長する必要があります。

6 まずは、青年会議所の組織や仕組みを学ぶために、委員会議の中で日立青年会議所から J
7 C I までの歴史や伝統を理解し、年間スケジュールの作成、会議資料の事前配信、日立青年
8 会議所のルールに沿う会議を行い、基礎を身に付けることで19年度に初理事を経験して
9 もスムーズに対応できる人財を育成します。そして、この仕組みを次年度に引き継ぐために、
10 マニュアルを作成し、持続可能なアカデミー育成システムの構築を目指します。さらに、日
11 立青年会議所の運動に共感し共に地域の未来を築き上げていくために、例会を通じ一から
12 事業を作り上げる中で多様な価値観に触れ、苦楽を共有し、達成感を得ることで一年間共に
13 活動する仲間との絆を深め、自ら行動を起こせる強いリーダーを育成していきます。また、
14 青年会議所のスケールメリットを感じてもらうために、出向支援をし、全国各地の多彩な人
15 財と出会い、色々な情報交換をすることで自身のネットワークを広げてもらいます。そして、
16 地域経済人としての成長を促すために、現状の問題点や課題、将来必要となる知識の洗い出
17 しをし、様々な業種に対応できるビジネス研修を行っていきます。

18 私たちは、明るい豊かな社会の実現に向け、日立青年会議所が紡いできた伝統を継承し、
19 アカデミーメンバーの価値観と共に新たな風を巻き起こし、地域の未来を担える強いリー
20 ダーシップのある人財の育成をする中で新たな時代の創造に向けた挑戦をしていきます。

21

<事業計画>

- 22
23 1) 会員名簿の作成
24 2) 3月例会の主管
25 3) 6月例会の主管

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

- 1 4) 11月例会の主管
- 2 5) 積極的な会員の拡大
- 3 6) 献血活動の推進

1 地域次世代委員会運営方針

2
3 地域次世代委員会副理事長 兼目 雄一郎

4
5 地域次世代委員会の目的は、「事業を通してその街の未来の発展の一翼を担う」事です。
6 日立の現状は、他の市町村への移転による人口減少、それに伴う若い世代の減少と街の衰退
7 化など、大きな課題と向き合っていかなければなりません。

8 その中で青年会議所ができる事は、今一度日立の魅力をブラッシュアップし、市民と共に
9 魅力を再確認し、街全体で「地域の魅力の発信」を行うことにより、日立が抱えている課題
10 を解決する為の活動をする事です。

11 日立の魅力とは、過去から培ってきた不変の魅力もありますが、今の時代だからこそ光る
12 魅力や、街をつくっている「人」の魅力もあります。街のその先の未来へ目を向ける上で、
13 新しい価値の創造をし、街の価値を高めていく事が大切です。

14 そして、その魅力を市内だけでなく、ネットワークを最大限に活かし、日本全国でシェア
15 し、発信し続ける事により、徐々に多くの人に魅力が浸透し、地域の未来の発展に繋がります。
16

17 また、地域の未来の発展には、次世代の成長が重要です。若い世代の成長なくして地域発
18 展はあり得ません。現状日立では、年々子供の数が減少しています。また、インターネット
19 等のテクノロジーの普及により、子供同士のコミュニケーションの方法が変わり、人対人の
20 中で学ぶべき大切なものが失われつつあります。このような課題を見据え青年会議所とし
21 て、子供たちに人として成長できる為の事業を行い、貴重な体験を経て、明るい未来への成
22 長に繋がるような活動をする事が私たちの大事な役目です。

23 地域への奉仕を通して己の修練をし、委員会内はじめ青年会議所メンバーとの友情を深
24 め、「街」と「人」の発展に繋がる活動をしてまいります。

25 一年間皆様と共に活動できる事に感謝し、精進していきます。

26

地域次世代委員会基本方針・事業計画

担当副理事長 兼目 雄一郎

委員長 山縣 広希

副委員長 秋山 隼人

副委員長 福地 修平

委員 金澤 純 黒澤 雄一 坂本 修一 佐藤 高雅 村山 豪

<基本方針>

1 日立市は山と海に囲まれた自然環境があり、高い技術と産業そして歴史と文化のある魅
2 力溢れるまちであります。若年層の人口流出があり近年急激な人口減少の問題に直面し
3 ています。また、子供達において急激な情報通信の発達があり、物質的な豊かさや見聞に
4 よる疑似的な体験を多くできるようになりましたが、親子や近隣コミュニティとの結びつ
5 きが希薄になっている今、我々には広い心と助け合いの精神のある次世代育成が必要で
6 す。

7 まずは、市民の郷土愛を育むために、地域との連携を強化し、刻一刻と変化する時代の
8 ニーズを見極め、小さな変化から地域の活性化へ繋いでいき、日立の魅力を発信します。
9 そして、日立市に暮らす人びとが地域を創るという当事者意識を確立させるために、市民
10 と我々が一体となり、地域全体で日立の魅力を再確認する事で、市民の変革意識を高めら
11 れるような運動を展開してまいります。さらに、その運動をより多くの人に伝播するた
12 めに、SNSや青年会議所が持つ広域なネットワークを活用することで、加速するグローバ
13 ル社会を切り拓き、スピード感を持った情報共有の仕組みを構築し、その運動にさらなる
14 魅力をもたらします。

15 また、子供達の心の育成をするために、感謝の気持ちを素直に伝えられる徳育事業を行
16 うことで、他人を思いやることのできる自立心に溢れた人財を育成します。そして、正し
17 いインターネットの使い方を気付かせるために、画面の向こう側にも同じ心の通った人が
18 いることを正しく理解し、他人の気持ちを推し量り、相手を思いやることのできるよう、
19 先進技術の恩恵を享受しつつ日本古来から根付く道徳心を醸成します。

20 このまちに暮らす人びとが日立に魅力を感じ、郷土愛に芽生えた地元を再発見し、自ら
21 魅力を伝えることのできる環境であり、混沌とした情報社会の中で、子供達が正しい教養
22 と道徳心を身に付けられる明るい未来へ繋ぐ新たな時代の創造に向けた挑戦をいたしま
23 す。

24

<事業計画>

25 1) 5月例会の主管
26

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 2) 10月例会の主管

2 3) 積極的な会員拡大

総務局基本方針・事業計画（案）

局 長 石川 哲也
局 員 秋山 隼人 阿部 達郎 鈴木 健容 砂川 秀吉 関谷 陸 馬上 宰

<基本方針>

1 日立青年会議所は、社会への奉仕・指導者訓練を基調とした修練・世界への友情の J C
2 三信条のもと、「明るい豊かな社会の実現」を理想とする運動展開を続けてきました。日立
3 青年会議所の総務局として、規律の高い組織へ進化し構築していくために、メンバー一人
4 ひとりが進むべき方向性と意識の共有ができる環境を整えます。また、各委員会と連携を
5 図り、地域に根差した運動が効率的に統制された組織の基盤を形成することが必要です。
6 まずは、組織の要である総務局が結束力のある強固な日立青年会議所を構築するために、
7 出席の義務と総会の重要性を周知し、時間厳守の徹底を促すことで、最高意思決定機関で
8 ある定時総会をスムーズ且つ公正に行い、結束力の向上を目指してまいります。そして、
9 新体制の下、組織が一枚岩となるために、メンバー一人ひとりが日立青年会議所の一員で
10 あるという自覚を促し、一丸となってしっかりと総会を円滑に設営致します。さらに、歴
11 史と伝統を受け継ぐ新たな日立青年会議所の体制や方向性を決定するために、臨時総会を
12 設営し来賓をお呼びすることで、外部からの高い評価を頂き地域連携体制の実現へつなげ
13 ます。また、新たな時代へ果敢に挑戦するために、リーダーとして求められるものを検証
14 することで、個人としての成長はもとより、組織全体の成長につなげ、より一層強固なも
15 のと進化させていきます。そして、効果的に J C 内外に事業の意義や運動展開を発信する
16 ために、新たに作成するホームページの更新を迅速に行うことで、より多くの方々に活動
17 内容を知ってもらい、今以上に地域に必要とされる日立青年会議所を構築していきます。
18 51年に続く諸先輩方が築き上げてきたノウハウを活かし、より良い会議運営を模索し
19 ながら、メンバー一人ひとりが与えられた担いに責任と自覚を持って行動をすることで、
20 結びつきを大切にして、使命感をもって新たな時代の創造に向けた挑戦をしてまいります。

21

22

23 <事業計画>

- 24 1) 2018年度定款・基本資料の作成
- 25 2) 1月例会 定時総会の主管
- 26 3) 9月例会 臨時総会の主管
- 27 4) 積極的な会員の拡大

局長 櫻井 恵
局次長 砂川 秀吉

<基本方針>

1 日立青年会議所は、明るい豊かな社会の実現という理想を掲げて今日まで運動を継続し
2 てきました。時代とともに変化していく情勢の中で運動を継続することができたのは、先
3 輩方が紡いで来られた熱い想いとそれを支える組織運営があったからに他なりません。人
4 口減少により地域の存続すら懸念される状況の中で、日立青年会議所を未来に繋いでいく
5 ために、適正な財務運営と会計を行い組織全体が健全な存在であり続けることが必要で
6 す。

7 まずは、日立青年会議所の運営や事業が会員の皆様からお預かりさせていただいた貴
8 重な会費を運用して活動しているという事を自覚していただくために、事業の構築と意義
9 を考えられる財政局会議を開催いたします。そして、各委員会とのコミュニケーションを
10 綿密に取らせていただき、各事業の背景や目的を正確に捉えられるよう、予算の指導と助
11 言を行うことで、財政局として最適な費用対効果が得られる財務管理も併せて行ってまい
12 ります。さらに、日立青年会議所がこの地域に必要なとされる団体であり続けるために、法
13 人会計基準に則った適正な会計処理、時代の変化とともに多種多様に複雑化するコンプラ
14 イアンスを重視し、財政処理を厳粛に遂行していきます。さらに、事業例会においてスム
15 ーズに開催するためにわかりやすいマイナンバーについての**情報**の共有をすることで、法
16 的厳守に則った管理を行ってまいります。そして、財政面における諸問題を一人ひとりの
17 メンバーに理解していただき、限りある財源を適切な運用のできる体制を構築するため
18 に、理解しやすい説明を随時行うことで次世代に余裕の持てる財源確保につなげてまいり
19 ます。

20 財政局は、組織を最大限に活性化させ、各委員会が行う事業が最大限の効果を発揮でき
21 るように、サポートを行ってまいります。そして、日立青年会議所が信頼される健全な組
22 織であり続けるための一助となるよう新たな時代の創造に向けた挑戦を行ってまいりま
23 す。

<事業計画>

- 24 (1) (一社) 日立青年会議所予算(案)及び決算(案)の作成
- 25 (2) (一社) 日立青年会議所予算の本会計及び財務管理
- 26 (3) 財政局会議の開催及び運営
- 27

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 (4) 積極的な会員の拡大

2018年度 収支当初予算書(案)

一般社団法人日立青年会議所

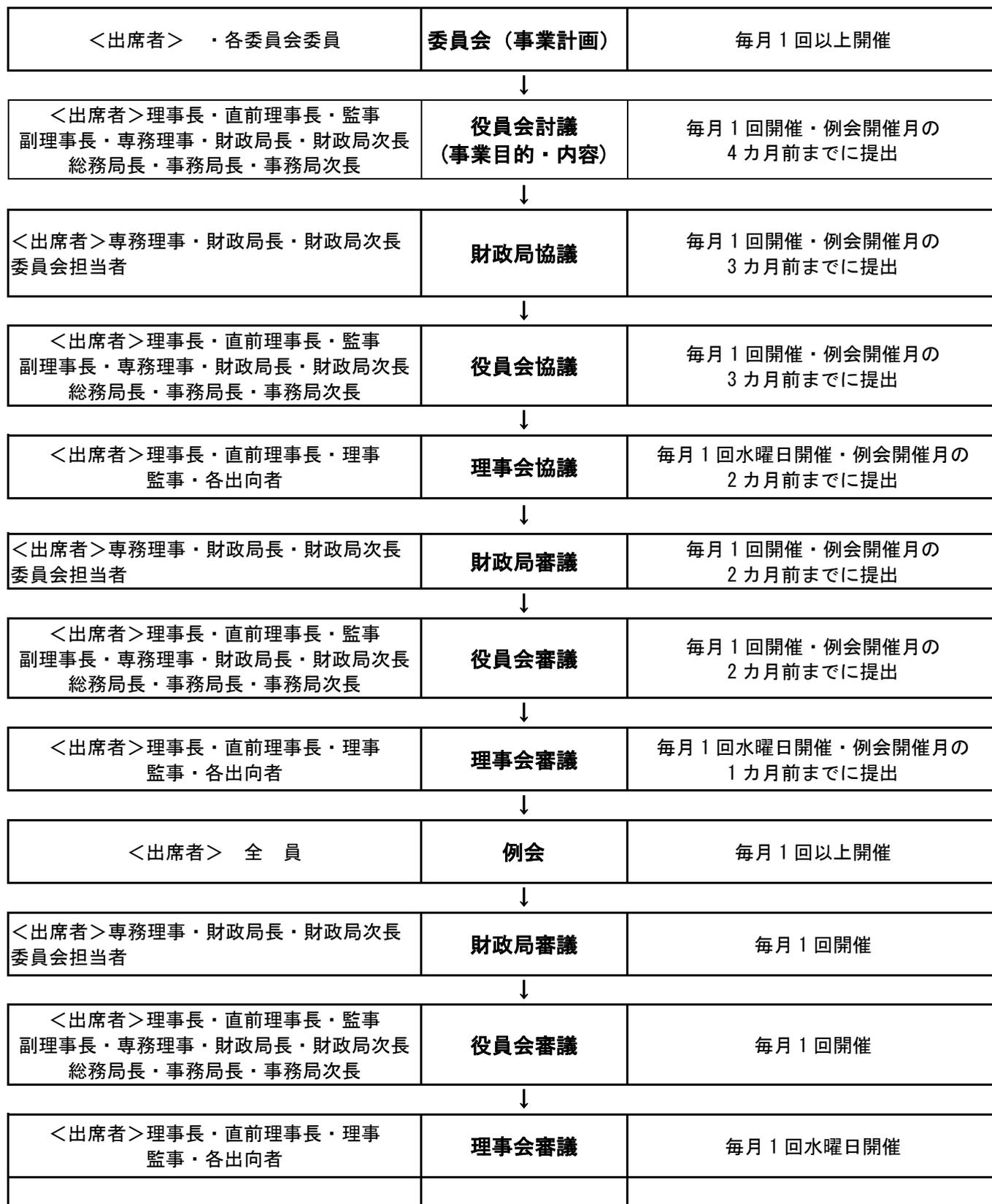
2018年1月1日から2018年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算 (2018年度)	前年度予算 (2017年度)	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①入会金収入	90,000	110,000	△ 20,000	
入会金収入	90,000	110,000	△ 20,000	9名@10,000円(17後期4名+18前期5名)
②会費収入	6,550,000	6,380,000	170,000	
正会員会費収入	5,160,000	4,920,000	240,000	43名@120,000円(年会費)
賛助会員会費収入	20,000	50,000	△ 30,000	2名@10,000円(年会費)
仮入会会員会費収入	300,000	400,000	△ 100,000	15名@20,000円(仮入会費)
前期仮入会者正会員費収入	100,000	200,000	△ 100,000	9名@20,000円(年会費*3/12)
その他会費収入(特別会費)	430,000	410,000	20,000	43名@10,000円
その他会費収入(登録料)	80,000	0	80,000	2名@賛助会員
その他会費収入(休年会費)	60,000			1名@60,000円休年会費
特別会員会費収入	400,000	400,000	0	40名@10,000円(年会費)
③事業収入	0	0	0	
登録料収入	0	0	0	
④受取補助金等収入	0	0	0	
⑤受取負担金収入	0	0	0	
⑥受取寄付金収入	0	0	0	
⑦雑収入	539,719	568,970	△ 29,251	
受取利息収入	0	0	0	
その他雑収入	539,719	568,970	△ 29,251	総会祝金など
⑧他会計からの繰入金収入	0	0	0	
事業活動収入計	7,179,719	7,058,970	120,749	
2 事業活動支出				
①事業費支出	1,420,000	1,240,000	180,000	
委員会等事業費	1,420,000	1,240,000	180,000	
総務局	200,000	250,000	△ 50,000	17年度 総務研修委員会
会員拡大委員会	200,000	250,000	△ 50,000	17年度 会員拡大委員会
アカデミー研修委員会	350,000	300,000	50,000	17年度 アカデミー研修委員会
地域次世代委員会	350,000	370,000	△ 20,000	17年度 地域次世代委員会
選挙管理委員会	70,000	70,000	0	
趣味の会	0	0	0	
役員会	250,000	0	250,000	
②管理費支出	4,738,600	4,919,880	△ 181,280	
会議費支出	0	0	0	
給与手当支出	712,500	712,500	0	事務局員パート料(月・水・金勤務)
福利厚生費支出	0	0	0	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	540,000	540,000	0	
電話代支出	190,000	190,000	0	
運搬代支出	0	0	0	
その他通信費支出	350,000	350,000	0	
消耗品費支出	450,000	450,000	0	コピー紙20,000枚 コピー機カウンタ代 蛍光灯代など
会員支給品費支出	60,100	60,100	0	3冊@700円(JC手帳)20名@1,400円(ネームプレート)20名@1,500円(バ)
リース料支出	300,000	300,000	0	12ヶ月@25,000円(コピー機リース料)
賃借料支出	756,000	756,000	0	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
修繕費支出	40,000	40,000	0	
印刷製本費支出	0	181,280	△ 181,280	400冊(会員名簿)
光熱水料費支出	200,000	200,000	0	
業務委託費支出	40,000	40,000	0	登記簿変更申請@40,000円
インフォメーション関係費支出	140,000	140,000	0	HP作成等及び更新@140,000円(ディーディーショップ)
保険料支出	10,000	10,000	0	
租税公課支出	0	0	0	
渉外費支出	1,420,000	1,420,000	0	
渉外費支出	700,000	700,000	0	
大会・会議登録料支出	500,000	500,000	0	
慶弔費支出	100,000	100,000	0	
各種団体協賛金支出	120,000	120,000	0	日立市展協賛金・市民スポーツ祭協賛金・よかつべ祭り協賛金@10,000円
雑支出	70,000	70,000	0	支払手数料等+雑費
③負担金支出	1,021,119	899,090	122,029	
JCI負担金支出	72,644	47,765	24,879	44名@1,651円(13米ドル ※1米ドル=127円)
日本JC負担金支出	250,000	235,000	15,000	
会費基本額	30,000	30,000	0	基本額30,000円
会費付加金	220,000	205,000	15,000	44名@5,000円
地区協議会負担金支出	32,000	30,500	1,500	関東地区協議会
会費基本額	10,000	10,000	0	基本額10,000円
会費付加金	22,000	20,500	1,500	44名@500円
ブロック協議会負担金支出	152,000	143,000	9,000	茨城ブロック協議会
会費基本額	20,000	20,000	0	基本額20,000円
会費付加金	132,000	123,000	9,000	44名@3,000円
ブロック大会負担金支出	132,000	123,000	9,000	44名@3,000円
会員会議所負担金支出	20,000	40,000	△ 20,000	1名@20,000円(理事長)
周年事業負担金支出	132,000	82,000	50,000	44名@1,000円*LOM(2018年度は)
国際協力資金支出	78,475	74,825	3,650	44名@1825円(「1日5円」運動に基づく額)
日本JC出向者負担金支出	20,000	0	20,000	1名@20,000円
We Believe購読料	132,000	123,000	9,000	44名@3,000円
④他会計への繰入金	0	0	0	
事業活動支出計	7,179,719	7,058,970	120,749	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	6,410,459	6,481,606	△ 71,147	
次期繰越収支差額	6,410,459	6,481,606	△ 71,147	

2018年度会議組織体系図（案1）

＜例会事業開催の為の事業計画書・予算書の流れ＞



2018年度 会議体系図（案2）

＜公開委員会の流れ＞

（事業費を使う場合）

委員会（事業計画/随時）



財政局会議



役員会 協議・審議



理事会 協議・審議



公開委員会開催



財政局会議



役員会 審議



理事会 審議

（事業費を使わない場合）

委員会（事業計画/随時）



財政局会議



役員会 協議・審議



公開委員会開催



財政局報告

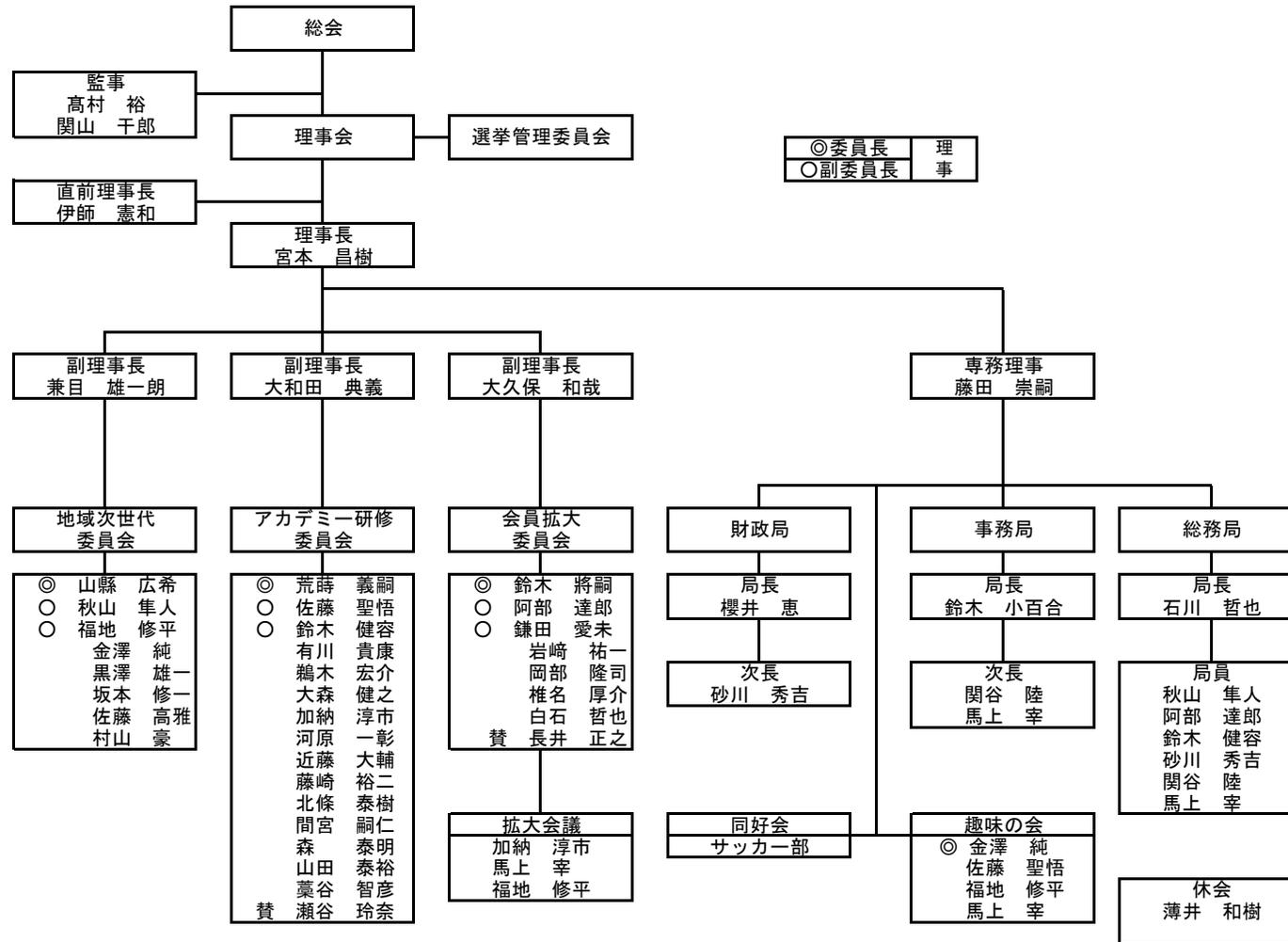


役員会報告



理事会報告

一般社団法人日立青年会議所 2019年度 組織図 (案)



役職		氏名		E-Mail	会社〒	会社住所	会社TEL	会社FAX	携帯	会社名	役職名	業種
理事長	Board Chairman	宮本 昌樹	Miyamoto Masaki	cw769@net1.iwaw.ne.jp	316-0013	茨城県日立市千石町3-16-3	0294-36-1881	0294-36-1877	090-1069-5413	(有) 辰巳自動車整備工場	代表取締役	
直前理事長	Senior Executive Director	伊師 憲和	Ishi Norikazu	n.ishi@live.jp	316-0003	茨城県日立市多賀町2-5-5	0294-34-5375	0294-35-6291	080-1226-4141	(有) 日立メンテナンス工業	代表取締役	
会員拡大委員会 担当副理事長	Vice President	大久保 和哉	Okubo Kazuya	ohkubo0118@yahoo.co.jp	317-0076	茨城県日立市会瀬町2-2-17	0294-37-0365	0294-37-0365	090-5993-4128	大久保建設	代表取締役	
アカデミー研修委員会 担当副理事長	Vice President	大和田 典義	Owada Noriyoshi	noriyoshi.owada@gmail.com	317-0062	茨城県日立市平和町2-6-2	0294-27-6180	0294-27-6181	090-6942-5471	(有) アイ・シー・ビー	取締役	
地域次世代委員会 担当副理事長	Vice President	兼目 雄一郎	Kenmoku Yuuichirou	sakura.mebuku.zipang@i.softbank.jp	319-1233	茨城県日立市神田町941	0294-53-4664	0294-53-4665	080-1192-6985	(株)名匠建設		
専務理事	Comptroller	藤田 崇嗣	Fujita Takashi	tafujita0615@yahoo.co.jp	319-1231	茨城県日立市留町2435-9	0294-52-2151	0294-52-2168	090-3476-5082	(株) 藤田木材	取締役 専務	
財政局長	Vice Comptroller	櫻井 恵	Sakurai Kei	flatsakuraikei@yahoo.co.jp	316-0035	茨城県日立市国分町1-8-1	0294-35-3205	0294-35-3205	090-6569-3061	櫻井建築	代表	
財政局次長	Vice Comptroller	砂川 秀吉	Sunakawa Hideyoshi	hideyoshi@sunakawa-sangyou.com	316-0013	茨城県日立市千石町2-5-7	0294-33-3411	0294-33-3432	090-7821-1828	砂川産業㈱	取締役	
総務局長	Adjutant General	石川 哲也	Ishikawa Tetsuya	tetsuya.ishikawa@ishikawa-np.co.jp	316-0003	茨城県日立市多賀町4-1-14	0294-36-1081	0294-36-1072	080-4068-0300	(株)石川工業所	取締役	
事務局長	Director general affairs	鈴木小百合	Suzuki Sayuri	small-lily.s@outlook.jp	317-0071	茨城県日立市鹿島町1-4-7	0294-51-3047	0294-51-3047	090-1544-5282	心癒～sawan～	オーナーセラピスト	
事務局次長	Vice general affairs	関谷 陸	Sekiya Riku	mensber.mog427@gmail.com	319-1221	茨城県日立市大みか町1-1-1 大みか中央ビル101	070-4215-3992		090-5428-9778	麵's Bar MOG	店長	
事務局次長	Vice general affairs	馬上 宰	Magami Tsukasa	tsukasa.m@magami.jp	316-0025	茨城県日立市森山町3-6-22	0294-53-1776	0294-53-1765	080-1277-9911	(株) マガミ		
監事	Auditor	高村 裕	Takamura Hiroshi	hiroshi@takamura-d.co.jp	316-0014	茨城県日立市東金沢町2-13-12	0294-36-1624	0294-36-1732	090-7205-1056	(株)高村電設工業	取締役専務	
監事	Auditor	関山 千郎	Sekiyama Tateo	tateo.sekiyama@woody.ocn.ne.jp	317-0077	茨城県日立市城南町1-7-12	0294-21-1383	0294-24-6377	090-4169-7610	㈱カーサービスセキヤマ	代表取締役	
会員拡大委員会 委員長	Board of Directors	鈴木 将嗣	Suzuki Masatsugu	masatsugu19831028@yahoo.co.jp	316-0014	茨城県日立市東金沢町3-6-17	0294-36-1571	0294-34-3353	080-1226-7322	(株)富士塗装店		
会員拡大委員会 副委員長	Board of Directors	阿部 達郎	Abe Tatsurou	mensclub.tabe@gmail.com	317-0071	茨城県日立市鹿島町1-10-15	0294-21-4488	0294-21-4433	090-5312-5628	メンズクラブ	マネージャー	
会員拡大委員会 副委員長	Board of Directors	鎌田 愛未	Kamata Manami	manami.kamata1208@gmail.com	317-0073	茨城県日立市幸町1-20-1 セントラルビル3F	0294-24-0323	0294-24-2966	080-3319-9060	日本生命保険相互会社	トータルコンサルタント	
アカデミー研修委員会 委員長	Board of Directors	荒蒔 義嗣	Aramaki Yoshitsugu	yoshi-aramaki@aramaki-ads.com	316-0013	茨城県日立市千石町1-19-10	0294-25-7577	0294-38-0845	090-4952-4110	(株) 荒蒔デンソー	営業部 部長	
アカデミー研修委員会 副委員長	Board of Directors	佐藤 聖悟	Sato Seigo	sei-sato@aikohkai.or.jp	316-0014	茨城県日立市東金沢町4-2-1	0294-59-3355	0294-59-3356	080-4182-0912	社会福祉法人 聖愛会	業務執行理事	
アカデミー研修委員会 副委員長	Board of Directors	鈴木 健容	Suzuki Takehiro	tak_suzuki@suzunui.co.jp	3170077	茨城県日立市城南町1-11-31	0294-22-5355	0294-22-6104	090-2332-6018	鈴縫工業㈱	課長	
地域次世代委員会 委員長	Board of Directors	山縣 広希	Yamagata Hiroki	onigiri.hiroki@gmail.com	317-0064	茨城県日立市神峰町4-11-4	0294-24-2228	0294-21-0889	080-1039-8894	(有)やまがた屋		
地域次世代委員会 副委員長	Board of Directors	秋山 隼人	Akiyama Hayato	h.akiyama@svu-ko.co.jp	316-0003	茨城県日立市多賀町1-20-22	0294-36-1987	0294-36-1956	090-9154-2957	秋光電気工事(株)	専務取締役	
地域次世代委員会 副委員長	Board of Directors	福地 修平	Fukuchi Syuuhei	stone-29@beach.ocn.ne.jp	319-1221	茨城県日立市大みか町2-23-2	0294-52-3448	0294-52-4331	090-3317-8275	(有) 福地石材店	取締役	

一般社団法人日立青年会議所 2018年度 出向者 (案)

公益社団法人日本青年会議所

・ジャパン・ブランド確立委員会 委 員 鎌田 愛未

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会

・ブロック大会連絡会議 議 員 高村 裕

議 員 大久保和哉

・次世代育成委員会 運営幹事 大和田典義

委 員 有川 貴康

委 員 鶴木 宏介

委 員 大森 健之

委 員 河原 一彰

委 員 近藤 大輔

委 員 佐藤 聖悟

・茨城アカデミー委員会 委 員 阿部 達郎

委 員 鈴木 健容

・茨城魅力発信委員会 委 員 秋山 隼人

委 員 兼目雄一朗

委 員 福地 修平

・主権者意識醸成委員会 副委員長 櫻井 恵

委 員 加納 淳市

委 員 藤崎 裕二

委 員 北條 泰樹

委 員 間宮 嗣仁

委 員 森 泰明

委 員 山田 泰裕

委 員 藁谷 智彦

・総務広報発信委員会 委 員 石川 哲也

・財政局 局 員 砂川 秀吉

2018年度 一般社団法人日立青年会議所

理事会費・年会費・特別会費（案）

	理 事	一般メンバー
理 事 会 費	¥ 10,000-	¥ 0-
年 会 費	¥ 120,000-	¥ 120,000-
特 別 会 費	¥ 10,000-	¥ 10,000-
合 計	¥ 140,000-	¥ 130,000-

(一社) 日立青年会議所 2018年度 月別例会日程 (案)

月	日	曜日	委員会	
1月	17日	水曜日	総務局	定時総会
2月	10日	土曜日	会員拡大委員会	
3月	7日	水曜日	アカデミー研修委員会	3月25日仮入会第1次締切り
4月	8日	日曜日	役員会	
5月	12日	土曜日	地域次世代委員会	
6月	13日	水曜日	アカデミー研修委員会	
7月	25日	水曜日	選挙管理委員会	次年度理事長と語ろう 7月25日仮入会第2次締切り
8月	25日	土曜日	役員会	
9月	19日	水曜日	総務局	臨時総会
10月	20日	土曜日	地域次世代委員会	
11月	23日	金曜日	アカデミー研修委員会	卒業式
12月	1日	土曜日	会員拡大委員会	クリスマス

Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	月					
2日	火					
3日	水					
4日	木					
5日	金	18日立	第1回	理事会議	20:00~	事務局
6日	土					
7日	日					
8日	月					
9日	火	18茨城	第1回	ブロック役員会議		
10日	水					
11日	木					
12日	金					
13日	土					
14日	日					
15日	月	18日立	第1回	財政局会議	20:00~	事務局
16日	火					
17日	水	18日立		定時総会		
18日	木	18日本		京都会議 ↓		京都
19日	金			↓ 日本理事会・ブロック会長会議 ↓		
20日	土			↓ 日本総会 ↓		
21日	日			↓ ↓		
22日	月					
23日	火	18日立	第1回	役員会議	20:00~	事務局
24日	水					
25日	木			水戸JC賀詞交歓会		
26日	金	18関東		地区役員会		
27日	土					
28日	日	18茨城	第一回	会員会議所会議・ブロック開講式仮		下妻
29日	月			栃木JC賀詞交歓会		

2018/1

	30日	火					
	31日	水					
	Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
2018/2	1日	木	18日立	第2回	理事会議	20:00~	事務局
	2日	金					
	3日	土					
	4日	日					
	5日	月	18茨城	第2回	ブロック正副財政局長会議	19:00~	下妻
	6日	火					
	7日	水					
	8日	木					
	9日	金					
	10日	土	18日立		例会		
	11日	日					
	12日	月	18日立	第2回	財政局会議	20:00~	事務局
	13日	火	18茨城	第2回	ブロック財政コンプライアンス会議		
	14日	水					
	15日	木	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
	16日	金	18日本		金沢会議 ↓		
	17日	土			↓		
	18日	日			↓		
	19日	月	18茨城	第2回	ブロック役員会議		
	20日	火	18日立	第2回	役員会議	20:00~	事務局
	21日	水					
	22日	木					
	23日	金	18関東		地区役員会		
	24日	土					
	25日	日					
	26日	月	18茨城	第2回	会員会議所会議		
	27日	火					

	28日	水					
Date	種別	回数	会議名	開催時間	開催場所		
1日	木	18日立	第3回	理事会議	20:00~	事務局	
2日	金						
3日	土						
4日	日						
5日	月	18茨城	第3回	ブロック正副財政局長会議	19:00~	下妻	
6日	火						
7日	水	18日立		例会			
8日	木						
9日	金	18日本		日本理事会・ブロック会長会議			
10日	土						
11日	日						
12日	月	18茨城	第3回	ブロック財政コンプライアンス審査会議			
13日	火						
14日	水						
15日	木						
16日	金						
17日	土						
18日	日						
19日	月	18茨城	第3回	ブロック役員会議			
		18日立	第3回	財政局会議	20:00~	事務局	
20日	火						
21日	水						
22日	木						
23日	金	18関東		地区役員会			
24日	土	18日本		日本総会		東京	
25日	日						
26日	月	18茨城	第3回	会員会議所会議			
27日	火	18日立	第3回	役員会議	20:00~	事務局	
28日	水						

2017/3

29日	木						
30日	金						
31日	土						
Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所	
1日	日						
2日	月	18茨城	第4回	ブロック正副財政局長会議	19:00～	下妻	
3日	火						
4日	水						
5日	木	18日立	第4回	理事会議	20:00～	事務局	
6日	金						
7日	土						
8日	日	18日立		例会			
9日	月	18茨城	第4回	ブロック財政コンプライアンス審査会議			
10日	火						
11日	水						
12日	木						
13日	金						
14日	土						
15日	日						
2018/4	16日	月	18日立 18茨城	第4回 第4回	財政局会議 ブロック役員会議	20:00～	事務局
	17日	火					
	18日	水					
	19日	木					
	20日	金					
	21日	土	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
	22日	日					
	23日	月	18茨城	第4回	会員会議所会議		
	24日	火	18日立	第4回	役員会議	20:00～	事務局
	25日	水					
	26日	木					

27日	金	18関東		地区役員会		
28日	土					
29日	日					
30日	月					

Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	火					
2日	水					
3日	木	18日立	第5回	理事会議	20:00~	事務局
4日	金					
5日	土					
6日	日					
7日	月	18茨城	第5回	ブロック正副財政局長会議	19:00~	下妻
8日	火					
9日	水					
10日	木					
11日	金					
12日	土	18日立		例会		
13日	日					
14日	月	18日立	第5回	財政局会議	20:00~	事務局
15日	火					
16日	水					
17日	木					
18日	金					
19日	土	18日本		日本理事会ブロック会長会議		
20日	日					
21日	月	18茨城	第5回	ブロック財政コンプライアンス審査会議		
22日	火	18日立	第5回	役員会議	20:00~	事務局
23日	水					
24日	木	18日本		JCI ASPAC ↓		鹿児島
25日	金			↓ ↓		

2018/5

26日	土			↓		
				↓		
27日	日			↓		
				↓		
28日	月					
29日	火					
30日	水	18関東		地区役員会		
31日	木					

Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	金					
2日	土					
3日	日					
4日	月	18茨城	第5回	ブロック役員会議		
5日	火					
6日	水					
7日	木	18日立	第6回	理事会議	20:00~	事務局
8日	金					
9日	土					
10日	日					
11日	月					
12日	火					
13日	水	18日立		例会		
14日	木					
15日	金					
16日	土					
17日	日					
18日	月	18茨城	第5回	会員会議所会議		
19日	火	18日立	第6回	財政局会議	20:00~	事務局
20日	水					
21日	木					
22日	金					
23日	土	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		

2018/6

24日	日					
25日	月					
26日	火	18日立	第6回	役員会議	20:00~	事務局
27日	水					
28日	木					
29日	金	18関東		地区役員会		
30日	土					

Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	日					
2日	月	18茨城	第6回	ブロック正副財政局長会議	19:00~	下妻
3日	火					
4日	水					
5日	木	18日立	第7回	理事会議	20:00~	事務局
6日	金					
7日	土					
8日	日					
9日	月	18茨城	第6回	ブロック財政コンプライアンス審査会議		
10日	火					
11日	水					
12日	木					
13日	金					
14日	土					
15日	日					
16日	月	18日立	第7回	財政局会議	20:00~	事務局
17日	火	18茨城	第6回	ブロック役員会議		
18日	水					
19日	木					
20日	金	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
21日	土	18日本		サマーコンファレンス		
22日	日			↓		
				↓		

2018/7

23日	月					
24日	火	18日立	第7回	役員会議	20:00~	事務局
25日	水	18日立		例会		
26日	木					
27日	金	18関東		地区役員会		
28日	土					
29日	日					
30日	月	18茨城	第6回	会員会議所会議		
31日	火					

Date	種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
------	----	----	-----	------	------

1日	水					
2日	木	18日立	第8回	理事会議	20:00~	事務局
3日	金					
4日	土					
5日	日					
6日	月	18茨城	第7回	ブロック正副財政局長会議	19:00~	下妻
7日	火					
8日	水					
9日	木					
10日	金					
11日	土					
12日	日					
13日	月	18日立	第8回	財政局会議	20:00~	事務局
14日	火					
15日	水					
16日	木					
17日	金					
18日	土	18茨城	第7回	ブロック財政コンプライアンス審査会議		
19日	日					
20日	月					

2018/8

21日	火	18日立	第8回	役員会議	20:00~	事務局
22日	水					
23日	木					
24日	金					
25日	土	18日立		例会		
26日	日					
27日	月	18茨城	第7回	ブロック役員会議		
28日	火					
29日	水					
30日	木					
31日	金					

Date	種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
------	----	----	-----	------	------

1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木	18日立	第9回	理事会議	20:00~	事務局
7日	金					
8日	土	18茨城	第7回	会員会議所会議		
9日	日	18茨城		ブロック大会(仮)		
10日	月					
11日	火					
12日	水					
13日	木					
14日	金					
15日	土	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
16日	日					
17日	月	18日立	第9回	財政局会議	20:00~	事務局
18日	火					

2018/9

19日	水	18日立		臨時総会		
20日	木					
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月					
25日	火	18日立 18茨城	第9回 第8回	役員会議 ブロック正副財政局長会議	20:00~ 19:00~	事務局 下妻
26日	水					
27日	木					
28日	金	18関東		地区役員会		
29日	土					
30日	日					

Date	種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	月				
2日	火				
3日	水				
4日	木	18日立 18日本	第10回	理事会議 全国大会	20:00~ 事務局 宮崎
5日	金			↓ 本会総会・理事会・ブロック会長会議 ↓	
6日	土			↓	
7日	日			↓	
8日	月			↓	
9日	火	18茨城	第8回	ブロック財政コンプライアンス審査会議	
10日	水				
11日	木				
12日	金				
13日	土				
14日	日				
15日	月	18日立	第10回	財政局会議	20:00~ 事務局
16日	火				
17日	水				

2018/10

18日	木					
19日	金					
20日	土	18日立		例会		
		18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
21日	日					
22日	月	18茨城	第8回	ブロック役員会議		
23日	火	18日立	第10回	役員会議	20:00~	事務局
24日	水					
25日	木					
26日	金	18関東		地区役員会		
27日	土					
28日	日					
29日	月					
30日	火	18日本		世界会議		インド(ゴア)
				↓		
31日	水			↓		
				↓		

Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	木	18日立	第11回	理事会議	20:00~	事務局
		18日本		世界会議		インド(ゴア)
2日	金			↓		
				↓		
3日	土			↓		
				↓		
4日	日					
5日	月					
6日	火					
7日	水					
8日	木					
9日	金					
10日	土					
11日	日					
12日	月	18日立	第11回	財政局会議	20:00~	事務局
13日	火					
14日	水					
15日	木					

2010/11

16日	金					
17日	土	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
18日	日	18茨城	第8回	会員会議所会議・閉講式仮		
19日	月					
20日	火	18日立	第11回	役員会議	20:00~	事務局
21日	水					
22日	木					
23日	金	18日立 18関東		例会 地区役員会		
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火					
28日	水					
29日	木					
30日	金					
Date		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所
1日	土	18日立		例会		
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木	18日立	第12回	財政局会議	20:00~	事務局
7日	金					
8日	土					
9日	日					
10日	月					
11日	火					
12日	水					
13日	木	18日立	第12回	役員会議	20:00~	事務局
14日	金					

2018/12	15日	土	18日本		日本理事会・ブロック会長会議		
	16日	日					
	17日	月					
	18日	火					
	19日	水					
	20日	木	18日立	第12回	理事会議	20:00~	事務局
	21日	金	18関東		地区役員会		
	22日	土					
	23日	日					
	24日	月					
	25日	火					
	26日	水					
	27日	木					
	28日	金					
	29日	土					
	30日	日					
	31日	月					

2018年度日本青年会議所、関東地区協議会
茨城ブロック協議会

風

新たな時代の
創造に向けた挑戦

公益社団法人日本青年会議所 2018年度 会頭所信

池田 祥護

日本といふ國では、古来より自然に存在するすべてのものに神が宿っているとされ、我々日本人は、八百万の神々に感謝と畏敬の念を抱き続けてきた。万物に感謝するという精神は、日本人の根幹を成す「和」の精神性であり、自らの幸福感を高め、人生を肯定的に評価できるようになり、世界をより良い道へと導くことができる精神である。そして、世界をより良い道へと導いていくためには、志を立て覚悟をもって挑戦し続けていかなければならない。即ち、誠を尽くすことである。だからこそ私は、万物に感謝の心を以て、公に誠を尽くす。

生きること満足したいなら、自らの運命を愛そう。自らが愛した運命は、己の道となり、未来を切り開いていく力へと柔軟な変化を遂げる。世界すら変えられるその力を、私は希望と言う。

はじめに

志を立て覚悟をもって挑戦するということを、私は青年会議所という学び舎で知る。入会以前の私の挑戦は、敷かれたレールをただただ歩んでいたに過ぎない。失敗を恐れ、周囲の評価を気にかけ、自らを曝け出し物事と正対することを避けていた。誰よりも自らが己の可能性を閉じ込めていたのだ。類を見ない天災に見舞われ自身も窮地に立たされているにもかかわらず、自らの利より地域のため、人のために命をかけて行動する同志の姿、侃侃諤諤と子供たちの未来のために本音で語り合う同志たち。そこには覚悟があった。私はこの学び舎で自らの理を知り、そして何より志を立て覚悟をもって挑戦することを学んだのである。

自らの運命と向き合った時、いずれ訪れる死という宿命から逃れることはできない。幼少期、影響を受けた恩師の死という現実の理解に苦しんだ。指名を受けて泣き叫びながら弔辞を捧げたことは今でも忘れられない。そして、青年期には、友人の死を目の当たりにした。志半ばで不慮の事故により亡くなった者もいれば、自ら命を絶つ者もいた。

人間とはなんぞや

人間が生きるとはなんぞや

第2次世界大戦が終結（大東亜戦争敗戦）を迎えて間もない頃、欧米列強諸国から伝え

られた一神教の存在に強く影響を受けた神道の存在が大きく捻じ曲げられ、否定すらされた時代に、小さなお宮の息子として生を授かった父は、神主としての宿命を背負い生きることに苦しんだという。将来に不安を感じた父は、地域の守り神を祀り地域の人々の幸せを願い祭祀に勤しむ神主という運命を受け止めた。同時に、地域社会の発展を「志」に掲げ、実業家として自ら未来を切り開くと決めた。父の教育関連事業の創業と刻を同じくして私は生を授かった。幼少期の私には、創業期と青年会議所活動が重なり多忙であった父とほとんど一緒に過ごした記憶がない。少年期には事業が軌道に乗り始め、讃えられる父と比較されることに嫌気がさし、何をしても思うように物事が進まず、失敗することを恐れて保身に走り、現実から目を反らしていたことがある。もがき苦しみながら、自暴自棄に陥り、時には自らの存在を否定し、命を絶とうと思ったこともあった。要は、ただの甘えである。今振り返ると、時にぶつかり合いながらも、その都度正面から向き合ってくれた父の愛情に、私は何度も助けられていたのだと感じる。そのような矢先に私は奇跡に遭遇した。スポーツ不毛の地という雪国で、誰しもが反対し、不可能だと言われたプロサッカーチームの成功である。有料でのスポーツ観戦が当たり前ではなく、プロスポーツチームは大企業が支えるということが常識だと言われている時代に、無数の市民が一つになって、まるで燃えあがる祭のように地域が息づいている場面を目の当たりにしたのである。満員で溢れかえるスタジアムにて、地域の人々の心が「和」となってつながり、様々な奇跡が運命的に起こったのである。まだまだ生きる目的が定まっていなかった私は、その光景を目の当たりにし、ただただ涙が溢れ出し、己の小ささに恥ずかしさを覚えた。たった一度の人生において、いつか死を迎えるという宿命と己の運命を重く受け止め、「世のため人のためにこの人生を捧げる」という使命を自覚し、自ら未来を切り開いていくと決意した瞬間でもあった。これが、私という一人の人間の人生を綴った物語の一篇である。

「日本といふ國」の使命

日本は、古事記、日本書紀に代表される神話が存在する国である。神話には、平定の世を治めるために宮崎の地に天孫が降臨し、自然界に存在するすべてのものに神が宿っているとされ、八百万の神々への感謝と畏敬の念が著されている。日本人のものの考え方には、「和」の精神が根付いている。「和」の精神とは、誰とでも仲良くするというのではなく、波風を立てなければ良いとか、自分を押し殺し相手に合わせれば良いということでもない。

和を以て貴しと為し、忤ふること無きを宗とせよ（十七条憲法）

「和」とは、それぞれが力を発揮して、調和がとれている状態のことである。これは新しいものを生み出す大きな力となるが、「和」を実現することは容易ではない。人である以上、個性と個性とのぶつかり合いが多くなるのが、世の常だからである。新しい大きな力を生み出すためには、調和を図り、相手や状況に応じて柔軟に対応していくことが求

められる。自然の様々な現象に調和を見出し、自然と調和して生きるように心がけてきたのが、日本固有の精神性なのである。何かの計画を実行するとき、互いを信じて取り組んでいると、初めは不可能かと思えたような課題でも、信じられないほど解決の糸口が次々に湧き出てくる。調和は集団を一体化し、単なる要素の総和を越えた創造力を生み出す。すなわち、日本といふ國は、自己主張や利己心を慎み何事も譲り合いながら、「和」の精神を尊ぶ世界で稀有な国家なのである。そして、この「和」の精神性こそが、世界の手本となることで、宗教と思想の対立を超えた真の世界平和を導いていけると私は考える。

平成時代の終焉

我が国は、平成時代の終焉を迎えようとしている。現在の経済状況はというと、バブル経済崩壊以降、低成長の続くこの30年を指して、「失われた30年」という人もいよう。思えばこの30年で日本を取り巻く世界の環境は大きく変化した。

まず、グローバリズムの進展である。かつての先進国市場は、G7の5億人の市場であった。東西冷戦終結後は、一気にEUは拡大し中国、ロシアなどの新興国も経済成長を遂げ、G20の40億人の市場が誕生した。一方で、製造業の生産工程はモジュール化し、それぞれのモジュールの世界最適国で生産がなされ、製品化されるようになった。日本のメーカーは、次々に製品のトップシェアを奪われ、苦境に立たされる場面が増えた。

そして、株主価値経営の浸透である。上場企業の株式の外国人持ち株比率が急増し、売上やシェア至上主義の経営からROE、ROAを重視する経営へと移行した。経営者は従来の取引慣行の見直し、雇用システムの流動化、不採算部門や資産の売却などを迫られた。一方で、国際的アライアンスやM&A、外国人取締役の選任なども目立ってきた。

さらに、デジタル化、ICT化の進行である。情報は世界中を駆け巡り、技術のキャッチアップも容易となった。新たな技術の登場によって短期間に市場そのものが消滅する時代となった。経営は常に次の変化を読み、新たな決断をし続けなければならなくなったのである。

こうした大きな3つの経済変化の潮流の中で、日本と日本人が翻弄されてきたのが平成の30年間であった。今にして思えば、「平」らな「成」長率以外は、激動の30年であった。

我々青年は、新たな希望の光を見出さなければならない。この平成時代の終焉を必ずや次世代の日本の繁栄の礎とすべく、「和」の精神性を主軸としたナショナリズムの醸成と経済大国としての復権、そして国際社会との日本的な融合を果たし、愛と希望溢れる国日本の創造に向けて、全身全霊を傾け歩んでいこうではないか。

政策立案と社会実験

我々は、より良い社会へと導いていくために、政治を動かし社会を変える“政動社変”の精神を身に纏い、政策を立案し行動に移していく必要がある。そして、多くの社会問題を解決するべく運動を展開していくことが肝要なのである。我々が生きていくにあたり、

必ずや解決していかなければならない社会問題は存在する。社会問題を解決していくために、スピード感をもってPDCAを繰り返す。今考えられる最良の仮説を考え抜き、一つひとつ経験を重ねながら学び、戦略・戦術を修正していく。これを素早く繰り返す。どんな仮説にも想定内の結果と予期されない結果があることは、世の常であり、有効な手段を見つけるまで、何度でも試行錯誤を続けていくことが大切なのである。諦めてはいけない、思考していくことを絶対に停止してはならない。そして、最良の解決方法が見つかったとき、それを仕組みとして組織化していくことで、より良い未来へ導いていけると確信している。これが、公益社団法人日本青年会議所2018年度に推進していく運動・活動の普遍的な行動指針である。

経済再生で日本創生

デフレから完全脱却するために、経済を再生することが必須であり、引き続き政府に対し財政出動を訴えていく必要がある。平成時代の終焉を迎えるにあたり、デフレーションから完全脱却を果たし、希望溢れる未来を次世代に引き継いでいかなければならない。経済とは、「世を^{おさ}め、民を^{すく}う」という「経世済民」に由来する言葉であり、世のため人のため、日本の未来のために投資を行っていかなければならないのである。

昨今、財政出動を行うにあたり、プライマリー・バランスの維持が争点となっているようだが、デフレ期においてプライマリー・バランスの黒字化に固執することは、国家の衰退を招きかねない。国民が未来に対して不安を抱え、民間レベルでの未来への投資が手控えられている状態では、増税や政府支出の抑制は経済に対して想定以上のマイナス効果をもたらすのである。デフレ期にプライマリー・バランスの黒字化を求めるのではなく、まずはデフレからの完全脱却を果たし、国民の将来への不安を一掃し、希望溢れる未来を描ける状態にしなければならない。デフレの元凶である総需要の不足を解消するための政策は、やはり一刻も早い社会開発投資である。つまり、インフラ整備や技術開発へ政府の財政出動を促していかなければならない。災害大国日本において、インフラ整備による国土強靱化は不可欠であり、防災安全保障にとっても重要事項なのである。2017年度も提言を繰り返してきたが、インフラ先進国であるイギリスやドイツと比較すると、日本におけるインフラ整備は発展途上であり、インフラ後進国と言っても過言ではない。インフラを強化し、国土強靱化を推進することは、地域間連携において新たな可能性を広げ、地方創生を促し、日本創生を果たす上でも最重要施策なのである。

災害大国日本において、もう一つ取り組んでいかなければならない喫緊の課題がある。人的ネットワークの確立である。大規模災害発災直後には、素早く情報を収集し、混乱を招かないためにも正確な情報を発信し、的確な災害支援をしていかなければならない。そのために、今まで経験を積み重ねてきたノウハウを検証し、防災・減災体制のあり方も整えておく必要がある。そして、総合調整機関としての役割を果たし、各地会員会議所をはじめ関係諸団体との人的ネットワークをあらかじめ構築していくことも必要なのである。被災地に心を寄せ、風化させることなく支援を継続していこう。

事業創造で日本創生

2014年5月に民間有識者団体・日本創生会議は、全国の地方公共団体のうち約半数は人口減により将来消滅する可能性がある「消滅可能性都市」であると発表した。これを受けて政府は、同年9月、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、今日に至るまで地方創生に資するあらゆる施策を打ち出してきた。特に地方における雇用創出は、最重要課題となっており、地方における起業の支援、あるいは地域中核企業のイノベーションの促進、老舗企業の第二創業支援、経営状態が悪化した企業の再生による雇用を維持するための施策等を打ち出していく必要がある。

我々には全国津々浦々に696もの会員会議所があり、それぞれが事業創造意欲のある若手経営者の集団である。この貴重なネットワークを活かしながら、政府・地方公共団体と連携して、それぞれの地域にあった有益な情報を共有しつつ、地方創生を牽引していく主体として、自覚をもって事業に取り組んでいきたい。こうした政府の地方創生に関する施策の情報は、日々のビジネスに忙殺される地方の中堅・中小企業の経営者にはなかなか届きにくい。そこで、政府の成長戦略、規制改革、国家戦略特区、官民ファンドなど、内閣官房の主要施策をはじめ、各省庁の主な審議会での議論など、日本最大のシンクタンクである霞が関の有益情報をいち早く理解し、全国の同志たちにわかりやすく伝達する必要がある。我々は、既に業界団体や商工会議所など、様々な情報チャンネルをもっているが、青年の視点で中長期を見据えた施策には特に注意を払い、積極的に関与していきたい。

また、青年会議所に入会したからこそ、自らの事業を成長させることができたと熱く語る先輩諸兄が多く存在する。グローバル社会で活躍する人財や、脈々と続く老舗企業を成長させた人財など、多くの先輩諸兄から学び、我々も青年経済人として、中小企業経営者として大きく成長し、自らの営みを進化させ、地方創生を果たしていかなければならない。

人財マッチングと少子化対策

2018年より全国で18歳人口の減少が始まり、特に地方においては今後急速に人口減少が進むと言われている。各自治体でも、まずは未婚率の上昇や晩婚化を食い止めようと、出会いの場の設営などの施策を積極的に行っている。我々青年経済人としても、従業員の育児休暇の取得や時短、残業の削減など子育て環境の改善を中心に協力できる分野もある。少子化は様々な要因が複合的に重なり合い、結果として生じる現象である。少子化対策に成功している自治体や地元の会員会議所から情報を得て、青年会議所としても効果的な施策を模索していきたい。また、大都市圏で活躍する経験豊かな人財に、地方で働く魅力を伝え、最大限の活躍が見込まれる地域と結び付けていくことも必要である。

技術開発投資～イノベーションとシンギュラリティー～

Society 5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ第5フェーズの社会を意味し、サイバー空間とフィジカル（リアル）空間が高度に融合した「超スマ

ート社会」の到来を告げている。第4次産業革命の第1幕であるネット上でのデータ競争では、プラットフォームを海外勢に握られ、日本は苦戦を強いられているが、第2幕であるリアルデータを巡る競争では、何としても主導権を握りたいところである。

そのためには、良質なデータの集積が必須であり、データを提供する消費者や企業、行政、さらには社会全体の理解と協力が必要となる。しかしながら、AI（人工知能）、IoT、ビッグデータ、さらにはロボット・テクノロジーといった新しい技術への理解はなかなか困難であり、社会のコンセンサスは得られにくい。そこで、我々青年経済人が率先してこれらの新技術の動向を理解し、社会のコンセンサスづくりを積極的に貢献していく必要がある。特に、AI技術は、シンギュラリティーと言われる人間の能力を超越する瞬間が早晚訪れると言われており、人間社会を脅かしかねないとの不安が付きまわっている。技術というものは使う人間の人間性によって良くも悪くも利用され得るものである。科学技術の進歩は、決して止めることはできない。それを如何に良き社会へと活かしていくかは人間次第である。

地域ブランドと日本ブランド

地方経済が潤うためには、地方で生み出される産品や自然・風景など地方自体の持つ価値に特別なプレミアム感を持たせる必要がある。いわゆる地域ブランドの価値化である。そのためには、農林水産品や工業製品であれば厳格な品質管理と市場選別、インバウンドを含む観光ビジネスであれば地域全体で取り組むイベントやサービスの差別化が重要となる。これらはなかなか一企業の努力では実行が難しい事業である。そこで、各地会員会議所がブランド化のプラットフォームになり、行政や市民の架け橋となって、地域ブランド化を成功させる原動力となり得るのではないかと考える。

また、地域ブランド化が成功した暁には、今度は世界を相手に売り込み、市場を拓く必要がある。その際は、JCIのネットワークを十二分に活用すると同時に、同種類の各地域ブランドを統合した「日本ブランド（ジャパン・ブランド）」としての売り込み方も重要となってくる。国も2016年よりJETRO等を介して日本の中小企業の製品の海外輸出を後押しするプロジェクトに力を入れている。農産品や観光ビジネスも含めて、積極的に取り組んでいきたい。

教育再生

教育は国家百年の計と言われるように、一朝一夕に結果がでるものではない。日本の教育のあり方も、時代を通じて大きな課題として常に問題視されてきた。

日本の戦後教育において、占領政策の影響から捻じ曲げられてしまった、政治、宗教、神話などの立国や愛国につながる歴史教育、祖先や親を敬い愛情溢れる「家」的徳や他を慮る徳心、主権を行使できる格を備え、政策を見極める力を身に付けた主権者教育など、全うな日本人を育成する教育再生が急務である。また、トランプ大統領がしきりに大統領選以降のメディアの偏向報道について批判を行っているが、日本でも政治とメディア

の報道の自由との間でたびたび議論が起こっている。いずれにせよ、有権者である我々自身がメディアの情報を鵜呑みにせず、正しい情報を選び分けるメディアリテラシーを身に付ける必要がある。

学校教育の場でも、そうした能力を身に付けさせるための方策を考える時期に来ている。欧米諸国では小中学生までも政治について学び、実際の政策の是非について討論を行っている。政治に対して正しい批判的態度が取れるよう、教師が公正中立に各政党や候補者の政策説明を行い、子供同士の議論の手助けをしているという。それが強固な民主主義の基盤となると考えているのである。我々青年会議所も引き続き公開討論会に加え、こうした子供たちに対する政治教育を行うことが必要であると考えている。

次世代教育の推進

初等教育においては、2004年12月に前年の国際学力調査（PISA）の成績が公表され、日本の義務教育修了時の15歳の学力が大幅に低下していることが明らかとなり、いわゆる「ゆとり教育批判」が巻き起こると、2008年までの指導要領の改訂により「ゆとり教育」に終止符が打たれた。しかしながら、従来型の暗記中心の入学試験のあり方は余り変化がなく、実際にグローバル社会の場面で使える英語力、議論や交渉に耐え得る論理力やプレゼン力、そしてクリエイティビティを育むような発想力、加えてICT化に呼応したプログラミング力が求められているにも関わらず、対応は遅れていると言わざるを得ない。

一方、高等教育はというと、政府も指標として重視しているイギリスの教育専門誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（THE）の世界大学ランキングにおいて、2015年に東京大学が初めてアジアNO. 1から脱落し、2016年には4位、2017年には7位にまで落ちている（世界では39位）。また、政府からの助成金は毎年約1%ずつ削られており、35歳以下の若手研究者は半数以上が非正規雇用者で占められている。さらに、産官学連携もようやく緒に就いたばかりであり、そこからイノベティブな新技術がなかなか生まれてこないのが現状である。リベラルアーツも引き続き継続しながらも、一部の国際競争力のある研究を行なう研究型と、より実務能力を重視した実践型に峻別していかなければならない。

まさに、2018年は18歳人口の減少が始まる年だといわれている。生産年齢人口の減少が進む中、国際社会での生き残りをかけて、経済成長を維持するためには労働生産性を高めなければならず、その意味でも教育の重要性が問われている。我々青年経済人こそ、各地域において、率先して地域の知的財産というべき地元教育機関と連携しつつ、それぞれの特色を活かしながら、産官学連携体制を構築していく必要がある。

憲法輿論喚起とスマートな防衛のあり方

いよいよ憲法改正の是非について、これから改正案の中身の議論へと進みつつある。我々青年会議所も2005年から憲法草案をまとめ、世に問うた訳である。あれから12

年余りが経ち、与党が国会議員の3分の2を超える議席を占め、憲法改正の発議が可能である今、改めて発議の争点についての議論を深め、後世に対し、日本人として誇りをもてる憲法にしていく必要がある。憲法改正議論の中で、最も重視されているのが、憲法第9条である。東アジア情勢が緊迫化し、周辺有事だけでなくミサイルの飛来による首都東京への直接攻撃の可能性が否定できない中、自衛隊の重要性はますます高まっている。そのような中で、自衛隊の存在をしっかりと憲法の中で位置付けし、役務の危険度に応じて必要な体制を認めていくことが、隊員たちの士気と安全性を高めることにつながるのである。

自衛隊の海外派遣に関しても駆けつけ警護を含め、いよいよ危険度の高い地域での活動が要請されるようになる可能性が高い。現地での危険情報を矮小化して扱い、隊員に軽武装のまま現地で任務にあたらせ、彼らにのみ生命のリスクを負わせることがあってはならない。ハイテク機器も活用して、精神論と人海戦術に頼るだけではないスマートな防衛体制の構築を、我々もサポートしていく必要がある。

リベラル・ナショナリズム

近現代において、グローバリズム、あるいはそれと特に深く結び付いた概念であるリベラリズムの流れの中で、マネーが世界中を自由に駆け巡っている。特に今世紀に入り、新自由主義的な政策が各国政府の主流となる中で、貧富の差の拡大が顕著になり、中間層の生活が厳しさを増すようになってきた。そこで、彼らの支持を背景に米国のトランプやフランスのルペン、あるいはEU離脱を決めた英国の保守層などにみられるようなナショナリズムが昨年来から復権し始めた。特にトランプ大統領の言動を見ていると、不法移民排斥、イスラム教徒の抑圧、TPP離脱にみる保護主義貿易化など、これまでの世界のグローバリズムの動きに逆行する政策を次々に打ち出している。米国にはこうした旧来型ナショナリズムに反対する若者や知識層も多いと聞く。

このグローバリズムと旧来型のナショナリズムの相克を踏み越えることはできないものであろうか。そこで注目したいのが、「リベラル・ナショナリズム」という政治哲学の一潮流である。この言葉は1993年にイスラエルの政治哲学者であり、のちに教育相となるヤエル＝タミールが最初に用いたと言われる。この相反する二つの概念を結合した言葉が、米国における多文化共生を包含する考え方の一つとして注目されてきている。

リベラリストが価値を置く自由や人権、平等といったものを現実社会で担保するためには、その前提として国家という運命共同体意識、すなわちナショナリズムがなければ、実現し、維持し得ないというこの考え方は、これからの日本の保守主義のあり方として、また、日本の国柄である「和」の精神性と照らし合わせても、我が国と親和性が高く、価値のある概念だと捉えられる。「リベラル・ナショナリズム」という新たな概念の下、国家と国際社会との日本的な融合を目指すことができるのではないかと思う。

公益資本主義

今から150年前の1868年（明治元年）11月、フランスから戻った渋沢栄一は、

徳川慶喜のもとに馳せ参じ、日本で初めての組織的な株式会社の形であると言われる「商法会所」の設立を建議、翌年1月には設立に漕ぎ着けたという。その後、渋沢の手掛けた会社は500社に及び、その著作「論語と算盤」という名の通り、利益だけを追求するのではなく、商道德に適った経営を行うことを強調したのである。その後、渋沢は600を超える福祉事業にも関わることとなった。

一方、100年前の1918年に自ら大阪にて起業したのが、松下幸之助である。日本で初めて週休二日制を取り入れたり、従業員のために企業内病院を設置したりと、社員の福利厚生に心を砕いた。さらに、全国47都道府県にあえて工場を設立し、地方の雇用対策に一役買っている。また、40年前の1978年8月、日中平和友好条約が締結され、同年10月、鄧小平が大阪のTV工場を見学、松下に中国の近代化に協力して欲しいとの依頼をし、全面協力することを約束した。そして、その9年後に中国における日系合弁企業第一号として北京にTVのブラウン管工場を設立、松下電器の名は「井戸を掘ってくれた友人」として中国国民に広く知られ、愛されることとなったのである。

こうした渋沢や松下の行動は、一経営者や一企業が私利を意図してとられたものでは毛頭ない。彼らは、他利、あるいは公益を考え、意を決しリスクを覚悟して行動したのである。我々青年経済人も、こうした先人に恥じぬように、目に見えるものを大切にす株主資本主義ではなく、目に見えないものを大切にす公のための資本主義の仕組みを考え抜き、2016年から取り組んでいるVSOP運動（本業を通じた社会貢献）も引き続き展開していくとともに、従業員や取引先、地域や国家、国際社会のために公益を増進すべく国内外において運動を展開していこう。

国際社会で活躍する和衷協力の精神を兼ね備えた人財の育成

日本は、国際社会と相互に関連し複雑に依存し合っている。世界の平和と繁栄なくしては、我々が住まう日本の安寧もありえないのである。東日本大震災による被害の大きさに絶望を感じながらも、礼節を重んじ、他を慮る心をもって復興に取り組んでいる日本人の精神性が世界から賞賛されたことは、記憶に新しい。国際社会の一員である我々は、新たな刺激や価値観を創出する機会に積極的に関わらなければならない。恒久的な世界平和の実現に向けて、継続的に取り組んできた日中、日中との関係構築はもちろんのこと、青年会議所のネットワークを存分に活用し、世界各国との対話を推進するとともに、心を合わせて国際交流を積み重ね友情を育みながら、お互いを尊重することによって相互理解を深めていく必要がある。そして、国際的な視野を醸成し、積極果敢に国際協力や国際問題に取り組むような世界で活躍するリーダーを育成していかなければならない。また、世界には、現に貧困に苦しみ、紛争に巻き込まれている何の罪もない子供たちがいるという現実を理解するとともに、日本に住む子供たちにも国際社会が抱える問題に取り組む機会を提供し、将来的に国際機関へ「和」の精神性を兼ね備えた人財を輩出していく必要がある。

世界との普遍的なつながりの創造

明治維新150周年を迎えるにあたり、九州は鹿児島でJCIアジア太平洋地域会議が開催される。鹿児島は、世界的に稀有な社会改革「明治維新」を導いた多くの先人たちの出身地であり、幼少の頃から郷中教育によって正義と心のやさしさを学び、溢れる希望と爆発的な行動力をもって現代日本の創造に大きな役割を担ってきた。

世界では134の国と地域に青年会議所が存在し、内容は違えども同じ志をもって活動している仲間が約16万人存在する。なかでもアジア太平洋地域は、最大の会員数を誇る。21世紀の世界の中心は、アジアを起点に動き出している。そのアジアの仲間たちとともに、新たなアジア太平洋地域の未来を考えると同時に、日本の魅力を伝えていく大会にしよう。開催国として世界の仲間たちを盛大に迎え、深い友情を育み、普遍的なつながりを創造し、恒久的世界平和の実現の礎となる有意義な大会を成し遂げよう。

奇跡を起こす人財の育成

本年度も引き続き日本アカデミーを開催し、奇跡を起こす人財を育成する。全国行脚をし、情報交換をすると、常に課題に挙がるのは、会員拡大と入会間もないメンバーの育成についてである。理想は、拡大運動をすることなく入会者が増加していくことである。青年会議所に入会したら、社会の発展に寄与できる人財として成長することができるということを、一般常識として認知されることが必要なのである。一人ひとりが成長を遂げながら、社会においてあらゆる分野で活躍し、憧れの存在として昇華しているならば、必然的に入会数は増加していくと確信している。その理想に一步でも近づくためには、現状を打開すべく、一人ひとりが当事者意識をもって会員拡大を行い、自らが成長を遂げていかなければならない。市民からの共感と信頼を得るために会員拡大を行うことは、己の指導力を高めていく、我々自身のための運動でもある。私自身、会員拡大を行っている、否定的な意見を聞くことや入会を断られることもあり、私の伝える力の足りなさ、私自身の魅力の無さを痛感し、ひいては私自身が信頼を得られていないのではないかと不安な思いを何度もしてきた。

昨年全国のメンバーの平均在籍年数は4年5ヶ月となり、決して入会が遅いことで青年会議所における学びを得ることができないわけではないが、在籍年数が長ければそれだけ多くの機会に出会うことができるのも事実である。20歳から40歳までの青年期は、人生を生き抜く力を身に付ける大切な時期である。私は、次代の指導者と成り得る一人でも多くの若き仲間たちに、貴重な経験や機会を得ることができる青年会議所という学び舎を知って欲しいと思う。少しでも早く入会し、青年会議所の魅力を知ってもらうことも大切なのである。私は、青年会議所における様々な運動、活動を通じて、劇的に成長してきた仲間たちを何人も見てきた。現役中に成長し続けているJAYCEEもいれば、卒業してから大飛躍するJAYCEEもいる。青年会議所という学び舎を通じて、日本の未来を切り開くために、一人でも多くの新しい仲間とともに活動できることを切に願う。そして、時代に即したアカデミー制度を確立させ、全国各地で実施していく。新しい仲間が心身共に大きく成長したJAYCEEとして、地域に、日本に、世界において活躍することを切

に願う。

スポーツで地方創生～東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えて～

2020年開催予定の東京五輪に向けて、各競技種目で若い力の台頭やプロスポーツチームの活躍がニュースとして取り上げられるようになり、選手の出身地域では、そのことが地域に活力を与えている。我々の幼少期に比べるとスポーツの環境は整備され、子供たちの競技レベルは遥かに向上してきた。しかしながら、種目によってはなかなか練習環境に恵まれず、選手個人の努力でトレーニングを続けているケースもある。五輪種目は、今後も継続される可能性が高いため、地方公共団体ごとにマイナー競技を積極的に地域活性化の機会として活用し、継続支援していくことを検討する必要がある。また、政府にもそうしたサポート体制の構築を訴えていく。スポーツは、子供たちの夢であり、それを後世につなぐことができるのは、我々青年経済人である。

また、パラリンピックは、東京の競技会場および地方の練習会場周辺において、障害者の移動の妨げになる箇所を検証し改善するまたとない機会である。同様に多くの外国人旅行者の訪日で、日本各地で案内板などのグローバル表示を進めていく必要がある。そうした意味で、2020年は、世界や障害者に開かれたまち、開かれた国にする第一歩として位置づけることができる。我々もそうした視点で、未来を見据えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を様々な形で支援していきたい。

組織力の強化

近現代における情報発信のあり方は、ICT化の進行により、容易に世界中へ発信することが可能となった。我々が取り組んでいる運動を外部に向けて適宜発信していくことは必要不可欠であり、組織のブランディングを高めていくことにも必ずつながってくる。公のためにしている尊い運動を、対内外に周知してもらい、存在価値を高めていくことができれば、必然的に組織の価値は向上し、多くの人財が入会してくることもつながっていくと確信している。時代の変化を読み、最善の方法を模索し、スピード感をもって効果的な情報発信に取り組んでいく。

組織とは、「個」の結集であり、組織力を高めていくためには、一人ひとりの主体的な参画とメンバー同士の深い交流が必要不可欠である。我々の組織は、無限の可能性を秘めている。我々は、自分一人のために活動するのではなく、「個」である一人ひとりが多様な価値観をぶつけ合い、また互いに相寄り理解し合うことにより、有機的なつながりをもった強固な信頼関係を構築していくことができる。「個」で挑む力よりも、「個」の結集した強固な組織とならなければならない。そのような組織こそが、力強い運動を展開し、地域の発展のために取り組んでいけるのである。

我々の運動を力強く展開していくためには、磐石な会議運営が不可欠である。また、我々の活動費はメンバーからの貴重な財源により運営されており、公益社団法人としての会計の透明化と財務体質の健全化並びにコンプライアンスの徹底といった高い精度の運営が

求められている。今後もあらゆる点で、我々が目指すべき社会の実現のため、そして我々自身とその家族のために、堅実に運営していかねばならない。今後も財務基盤の強化を図り、安定的な財源の確保と、あらゆる価値と生産性を高める運動を継続していかねばならない。

結びに

我々は、無限とも言える空間の広がる宇宙に抱かれ、その中の一つの惑星でしかない地球の自然の摂理の中で生かされている。決して一人で生きているのではなく、祖先がいて、両親がいて、そして今、我々はこの世に存在している。宇宙の時間軸の中では一瞬とも言える我々の人生をどのように生きるべきか。すべての関わる人、すべての機会に感謝することを忘れず、たった一度きりの人生を大切に生きようではないか。

何かを揶揄する前に、己自身の襟を正し自己研鑽に努めよう

自らを変えられないものに社会を変えられるはずはない。青年会議所という学び舎で得たことを、関わっているすべての人々に行動で示そう。今は大変でも、その先には「明るい豊かな社会」がある。その明るい未来につながる扉を開こうではないか。変革者たらん我々青年が、能動的に活動できる機会を通じて、多くの知識を学び活用する。そして、成功、失敗の経験を繰り返し、見識として己の徳を積む。時には、どんな困難が立ちほだかろうとも、断固たる決意をもち、志を立て、未来を切り開いていかねばならない。現状に満足せず、何事にも挑戦し続けるという強い意志がそこになれば、人の営みは停滞し、社会は瞬く間に活力を失う。変化を恐れ挑戦しないリスクは、失敗するリスクよりはるかに大きいものである。しかし、そこに気付く者は極めて希だと考える。

我々を取り巻く環境は一人一様であり、自らを取り巻く環境における問題で苦労している人もいるとは思う。しかし、不平不満を言う、できない理由を並べる、最初から無理だと思ってしまうのではなく、修練という成長の機会を与えてもらっていると前向きに捉え、どうやったらできるかを考え抜き、何事も全力で挑戦しよう。青年会議所という世界中にネットワークがある奥深い組織から学びを得てみよう。必然的な出会いがあり、嬉しくも悔しくも前向きな涙を流すことができ、感動を味わうことができる。そして、まだ見ぬ世界を一步踏み出すことで素晴らしい機会がある。青年会議所はそんな唯一無二の団体なのである。

「明るい豊かな社会」の実現は、人財の成長なくしてありえない

故に、我々が変革者たらん「和」の精神性を兼ね備えた人財として成長を遂げ、調和を生み出し、奇跡を起こそう。

人は、限りない可能性を秘めている

万物に感謝の心を以て、公に誠を尽くす
愛と希望溢れる国 日本を創造するために

公益社団法人日本青年会議所 2018年度スローガン（案）

感謝の心を以て、誠を尽くそう
～限りなき可能性を信じて～

東海地区 愛知ブロック

豊橋JC 村井 裕一郎 君

公益社団法人日本青年会議所 2018年度 基本資料(案)

基本計画 (基本理念・基本方針)

基本理念

**「和」の精神性が導く
愛と希望溢れる国 日本の創造**

基本方針

1. 挑戦と調和による地方からの日本創生
2. 教育再生による自主自立国家の確立
3. 世界との普遍的なつながりによる調和の創造
4. 調和を生み出し奇跡を起こす人財の育成とLOMの発展
5. JC運動の価値と効果を高める盤石な組織運営の確立

公益社団法人日本青年会議所 2018年度 基本資料(案)

事業計画

[1] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIと共に連携して行う運動・事業

1. UN SDGsの達成に向けた運動の推進
2. 選挙における公開討論会の実施

[2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1. 京都会議 【 1月】
2. 金沢会議 【 2月】
3. サマーコンファレンス 【 7月】
4. 全国大会宮崎大会 【10月】
5. 国際アカデミー
6. 日本アカデミー
7. JCカップ
8. 人間力大賞
9. 褒賞
10. 各種視察団・使節団の派遣
11. 国際協力

[3] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

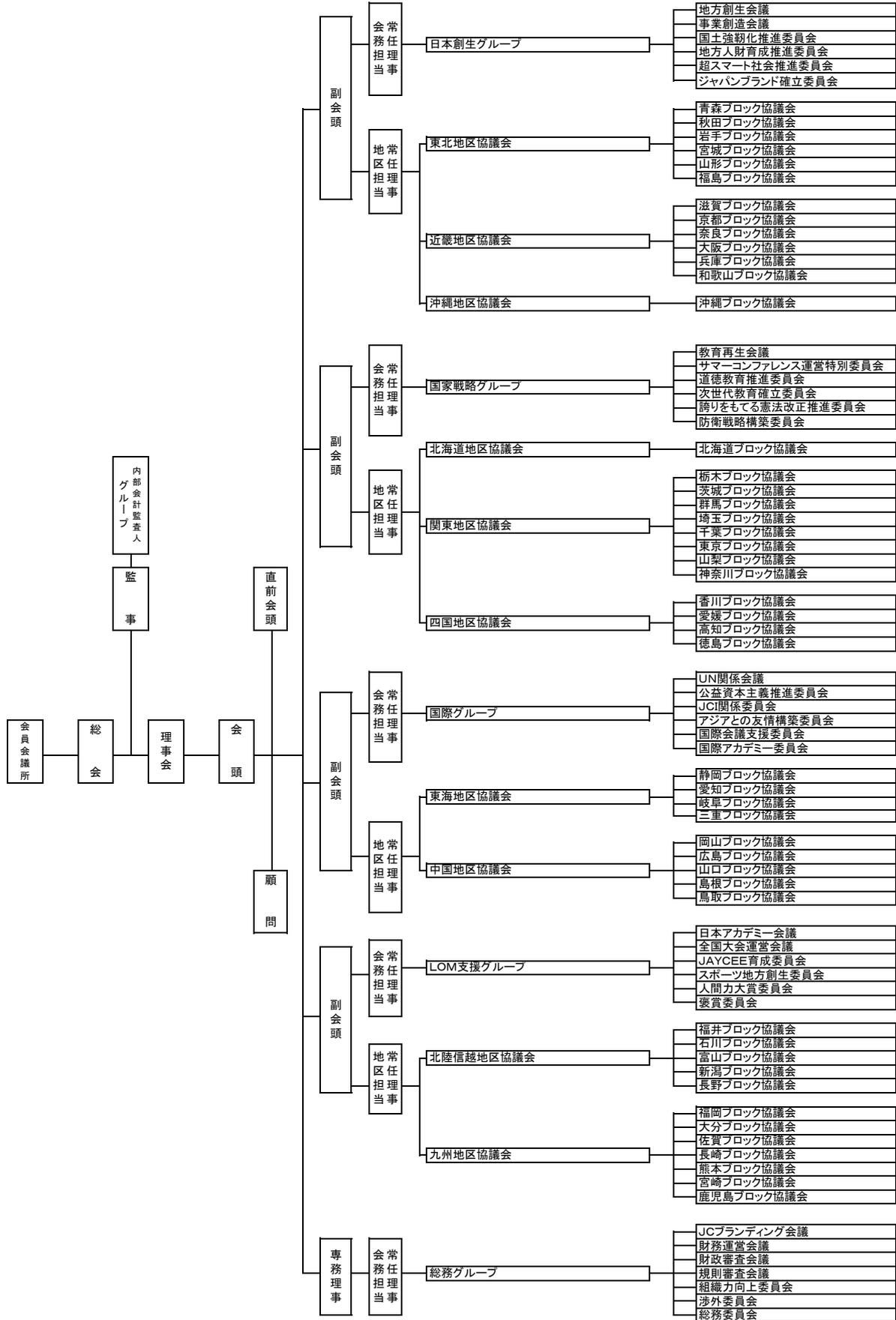
1. JCI ASPAC(日本／鹿児島) 【5月】
2. JCI World Congress(インド／ゴア) 【10月-11月】
3. JCI アワードへの申請 【5月・10月】
4. JCI TOYPへの申請 【10月】
5. Peace is Possible キャンペーンの実施

[4] 日本青年会議所が会頭所信に基づき、協議会・会議・委員会が行う運動・事業

公益社団法人 日本青年会議所

2018年度 基本資料(案)

組織図



公益社団法人日本青年会議所
2018年度 年間公式スケジュール (案)

2017年9月8日現在

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
正副会頭会議	11日 (木)	1日 (木) 13日 (火)	1日 (木) 7日 (水)	5日 (木) 19日 (木)	2日 (水) 17日 (木) 31日 (木)	21日 (木) 30日 (土)	18日 (水)		6日 (木) 13日 (木) 27日 (木)	18日 (木)	8日 (木) 15日 (木)	6日 (木) 13日 (木)
常任理事会	12日 (金)	14日 (水)	8日 (木)	20日 (金)	18日 (金)	22日 (金)	19日 (木)		14日 (金)	19日 (金)	16日 (金)	14日 (金)
理事会	19日 (金) (京都)	15日 (木)	9日 (金)	21日 (土)	19日 (土)	23日 (土)	20日 (金) ()		15日 (土)	5日 (金) (宮崎) 20日 (土)	17日 (土)	15日 (土)
総会	20日 (土) (京都)		24日 (土) (東京)							5日 (金) (宮崎)		
JCI 諸会議	JCI常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM)				アフリカ・中東 地域会議 9日 (水) ~12日 (土) アジア・太平洋 地域会議 24日 (木) ~27日 (日)	アメリカ 地域会議 6日 (水) ~9日 (土) ヨーロッパ 地域会議 13日 (水) ~16日 (土)	JCI中間常任理事会 (JCI MYE) グローバルパートナ シップサミット (GPS)			JCI世界会議 10/30 (火) ~11/3 (土)		
NOM主要事業	京都会議 (京都) 18日 (木) ~21日 (日)	金沢会議 (金沢) 16日 (金) ~18日 (日)					国際アカデミー () サマーコンファレンス () 21日 (土) ~22日 (日)			全国大会 (宮崎) 4日 (木) ~7日 (日)		
財政審査会議	6日 (土) 7日 (日)	3日 (土) 4日 (日)	3日 (土) 4日 (日)	7日 (土) 8日 (日)	5日 (土) 6日 (日)	9日 (土) 10日 (日)	7日 (土) 8日 (日)		8日 (土) 9日 (日) 29日 (日) 30日 (月)		10日 (土) 11日 (日)	8日 (土) 9日 (日)
公益審査会議	6日 (土)	3日 (土)	3日 (土)	7日 (土)	5日 (土)	9日 (土)	7日 (土)		8日 (土) 29日 (日)		10日 (土)	8日 (土)
コンプライアンス 審査会議	6日 (土)	3日 (土)	3日 (土)	7日 (土)	5日 (土)	9日 (土)	7日 (土)		8日 (土) 29日 (日)		10日 (土)	8日 (土)
その他	JCI 諸会議・大会 開催地 【JCI常任理事会/理事会】アメリカ (セントルイス) 【中間常任理事会】アメリカ (セントルイス) 【アフリカ・中東地域会議】ベナン (コトフー) 【アジア・太平洋地域会議】日本 (鹿児島) 【アメリカ地域会議】アメリカ (マイアミ) 【ヨーロッパ地域会議】ラトビア (リガ) 【グローバルパートナーシップサミット】●●●● (●●●●) 【世界会議】インド (ゴア)											

2017年 7月7日

選挙管理委員会
委員長 増田直殿

立候補者氏名 平塚 一芳



意見書

「未来に繋げる行動」

【はじめに】

茨城県は、人口減少の緩和と活力ある地域社会の維持、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に取り組んでいる。この基本的な考え方を基に、平成31年度までに、具体的に目標と対策をし、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとすると共に、地域の活性化に向けた取り組みを強力に進めている。明るい兆しとして、2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催、2019年には、茨城国民体育大会の開催など地域活性化に繋がる明るい未来がある。各地方都市には、スポーツ立県を掲げ、スポーツによるコミュニティ形成や街づくりに与える影響に注目が集まっている。この機会を最大限に活かし茨城の未来を輝かせるために、我々青年会議所は、行政にはない運動を創り発信していく必要がある。茨城ブロック協議会は、近年様々な市民の意識変革に繋がる運動を発信し続けることで、地域の魅力を発掘し、地域活性化や青年会議所運動の理解向上に繋げている。この運動発信を途絶えることなく、新たな茨城の魅力を創造していくために、茨城ブロック協議会は、各地青年会議所との共有した意識を持つことが大切である。いつの時代も勇気を持って率先して行動し、歴史を動かしてきたのは青年達である。我々青年会議所が、地域を動かす原動力となる運動を創り、明るい未来を描き創造していくことで、茨城を光り輝かせていくことを信じている。

【地域を輝かせるアカデミー育成】

茨城ブロック協議会は現在、約1000名の会員で構成されていて、アカデミー会員が約4割を占めている。この環境は各地会員会議所でも同じ声が開こえていて、悩みの一つになっているようだが、決して悪いことではないと思う。アカデミー会員の声が、青年会議所運

動の発信力の向上に繋がる一つのツールとなり、それが新たな会員拡大にも繋がっていく。そして、会員拡大が新たな青年会議所運動の力となり、地域の輝きに結びついていくことになる。その為に、茨城ブロック協議会ではアカデミーの育成をしっかりと行い、アカデミー事業を通して県内各地で地域を輝かせる人材を育成していく必要がある。そして、人は新たな環境に勇気を持って飛び込むことで、成長することを感じて頂きたい。また、会員拡大数状況についても各地会員会議所としっかりと情報共有する必要がある。近年の各地青年会議所の会員年齢を見ると、35歳以上の会員が多く、極端に20歳代の会員数が少ない現状がある。未来を見据え、茨城ブロック協議会が20歳代の会員拡大に繋がるロールモデルを創造し、各地青年会議所に発進していく。また、拡大情報の発信を定期的に行うことにより、近年成功している事例を検証しながら発信し、各地青年会議所と情報共有していく。そして、近年の会員数減少傾向の問題点を捉え、今後の青年会議所運動の力となる会員拡大に繋げていく。青年会議所は出向制度や、単年度制のため、毎年新たな環境で挑戦していくことができる。このメリットを最大限に活かして、出向者には多くの会員と繋がりを持って、刺激を受けることで成長を感じて貰えれば、きっと地域を輝かせる人材の育成に繋がると信じている。

【若年層の政治参画と憲法の意識変革】

若年層の政治に対する無気力感、絶望感、あきらめ感は良く聞く話である。政治的関心の低さは、未来を創っていく若者自身への政策的支援の不足や社会的負担の世代間の不公平などの深刻な問題に繋がる。その中で、公職選挙法の一部改正に伴い選挙権年齢引下げをした意図は、少子高齢化の進む日本で、若者は未来の日本に生きていく世代であることから、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらうことである。我々は、県内の有権者になる高校生に、過去3回開催したハイスクール議会を検証し、運営手法や対象者を再構築し固定概念に捉われないことなく、自らが地域の未来を描いていくことの重要性と価値観を創出する機会を創り、若年層への主権者意識の醸成に繋げていく。そして、有権者が地域を動かす候補者を多くの情報の中から選択できるために、沢山の市民に発信し政治選択できる運動をしていく。近年の公開討論会ではインターネットを効果的に活用し、政治参画意識の醸成に繋げている。茨城ブロック協議会は、各地青年会議所との連携支援を強固にして、効果的な運動発信を、地域の未来の為に実施・支援していく。

また、国民主権の日本において、憲法を奥深くまで学ぶ機会が少ない。日本国憲法施行70年を迎えた中、憲法改正や集団的自衛権などについても社会情勢の中で議論が尽きない現状がある。我々は、国家の基本となる憲法を、一人ひとりが自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に参加する責任感を身に付け、憲法に対する主権者意識の醸成に繋がる運動を実施していく。

【地域資源を活かした茨城の魅力発信】

茨城県や各市町村では、様々な事業を通して、地域の魅力を発信している。近年では各メディアにおいても茨城県の地域資源が取り上げられ、観光者も年々約8%の数値で増加している。これは、圏央道の開通や茨城空港活性化などのインフラ整備の影響や、「いばらき観光おもてなし推進条例」公布など、行政や県民が、茨城県の素晴らしい資源を発信する意識と行動してきた成果ではないだろうか。茨城県には地域性を持った素晴らしい資源が沢山あり、その資源の活かし方や発信が重要である。そのために我々は、地域経済分析システムなどのビッグデータの活用方法を学び、地域性活かした新たな価値の創造をしていく。そして、肝心なのは地域資源の魅力を茨城ブロック協議会のスケールメリットを活かして最大限に発信すること。発信した情報で、多くの国民に茨城のたからを意識付けることになり、茨城の魅力発信と地域活性化の一助に繋がっていく。多くの人々を巻き込む運動発信力を、今後の青年会議所は学んで地域に活かしていく必要がある。

また、防災・減災についても茨城ブロック協議会はしっかりと学び、有事の際に的確に行動していく。茨城県国土強靱化計画における基本理念として「強くしなやかないばらきづくり」があり、近年の災害から得られた教訓を踏まえ、県では地域防災計画の見直しなど、様々な対策が進んでいる。茨城ブロック協議会も、国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害をおわない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを、平時から目指すことで、安心安全に暮らし続けられる社会を形成していく。

【心を磨く次世代の育成】

明るい豊かな社会を創造していくには、未来を担う次世代の育成が必要である。少子化問題を抱え、高齢化社会になっている日本。この茨城県もまた、残念ながら同じような環境が進んでいる。子どもたちの人口が減少している地域では、同世代の子どもたちと交流する機会が少なく、地域でのコミュニケーション不足や人との触れ合うきっかけが掴み難くなり、相手に対する思いやりや感謝の気持ちが薄れている。しかし、この環境は子どもだけの問題ではなく、親世代にも問題があるのではないか。今だからこそ、未来を担う子どもたちの育成と共に親世代も学べる、人と人との繋がりから得る美徳溢れる道徳心を培って頂きたい。

スポーツ教育について、スポーツを通して何を学ぶのか、何を教えるのか。また、その根本的な精神や姿勢を忘れてはいないだろうか。スポーツの魅力は、過程にある。過程こそ大切であり、勝敗は結果に過ぎない。勝つためには、どんな手段を使っても良いということになると、スポーツの未来は損なわれてしまう。スポーツ教育の目的の中心は徳育にあり、人格形成にある。その人格形成のための、手段として知育、体育がある。茨城ブロック協議会はスポーツを通じて、目標に向かい努力する意欲を培いながら、勝っても負けても、相手を思いやれる大きな心と強い精神力を身に付ける、グッドルーザーの精神を育む事業を実

施していく。

【地域が輝く茨城ブロック大会】

2013年から、茨城ブロック会員大会から公益性を重要視して茨城ブロック大会と名称変更し、多くの市民にも参加して頂けるような大会構築を目指している。しかし、一般市民の参加状況は伸び悩んでいる現実がある。その中で、記念事業に関しては近年、多くの市民が参加している。それは、主管する地域の資源を効果的に利用し、市民の心を捉える運動発信が出来ているからである。茨城ブロック協議会最大の運動発信の場である、茨城ブロック大会では、多くの市民に青年会議所運動が伝播出来るような仕組みを創り、地域が輝く大会構築をしていく。また、主管する会員会議所も地域益を最大に活かせる場にして頂きたい。それは、参加して頂く多くの市民や茨城県内24会員会議所の皆様が、参加して頂き満足して貰える運動発信は、茨城ブロック協議会役員だけが創り上げることは不可能であり、大会構築には主管して頂く、地域を一番良く理解している会員会議所の皆様や行政、各種協力して頂く団体の皆様との連携支援が必要不可欠になる。そして、地域性を活かした茨城ブロック大会を開催することで、市民参画意識の向上に繋がり、青年会議所運動の理解を深められ、地域が輝き郷土愛深まる大会になることを信じている。

茨城ブロック大会は未来へと継承していき、新たな歴史を積んでいくことが大切である。新たな開催地の誘致について精査し、次年度に繋がる開催地を決定していく。そして、大切なのは、誘致に対する思いをしっかりと踏まえながら調査すること。大会誘致というのは簡単な決意ではいけない。誰でも誘致できるということではない。しかし、会員が少ないから誘致できないということではなく、重要なのは茨城ブロック大会を誘致することで、主催者益、地域益、参加者益、主管益を効果的に活かすこと。そして、地域への思いが肝心である。精神論ではないが、思い入れを持っていれば、仲間が自然と協力し最高の大会になるだろう。

【最後に】

茨城県の未来は明るい。何故なら、県内各地に、地域を愛している青年会議所があるから。人口減少や地域の魅力認知度の低さなど、まだまだ問題点はあるかもしれないが、青年会議所が新たな物事に一切の妥協をせず、愛する地域を未来に繋ぐために、率先して行動することで、地域に必要な人材を創出し、必ず明るい豊かな社会を築いていく。茨城ブロック協議会は、県内各地会員会議所を繋ぐ懸け橋となり、一人ひとりの心を繋げることで、茨城は必ず光輝き続ける。

個人の修練・社会への奉仕・世界との友情、青年会議所運動にはこの一つも欠かすことは出来ない。これまで辛い時や逃げ出したい時にこの三信条を思い浮かべ、勇気を持って前向きに行動してきた。JAYCEEとしての誇りを持ち、常に挑戦してきた素晴らしい同志

との出会いがあり、その姿を見て学んで成長した自分がある。

青年会議所に入会すれば成長すると聞いたりするが、それは間違いだと思う。「3人のレンガ職人」の話を知っているだろうか。要約すると、修人が3人のレンガを積んでいる職人に会い、それぞれに「あなたはここで何をしているのか。」と尋ねた所、「見ればわかるだろ。レンガを積んでいるんだよ。」「ここで大きな壁を作っているのだよ。」「俺たちは歴史に残る大聖堂をつくってるんだよ。」とそれぞれの答えがあった。という話である。ここで、大切なのは目的意識を持って取り組んでいるかが重要である。青年会議所に入会して無理せず無難にこなしているだけでは、成長幅は少ない。人それぞれが、自分の経験値以上の物事に勇気を持って挑戦することで、その無理した分だけが人間としての成長が出来る。そして、一生懸命明るい未来の為に前向きに行動すれば、おのずと周りには一生繋がれる仲間が集まり、今後の人生が輝くだろう。

結びに、青年会議所には出向という素晴らしい制度がある。茨城ブロック協議会に出向して頂く方には多くの運動や多くの同志との出会いを通して必ずや成長に繋げることを約束する。

～たった一度の人生。失敗を恐れず行動したことに誇りを持てる人生を歩んでいこう。～

関東地区

茨城ブロック協議会 事業計画（案）

茨城ブロック協議会 会長 平塚 一芳

1 農水産物に恵まれ、偕楽園や茨城空港など多くの地域資源をもつ私たちの地域は、観光
2 資源を有効的に活用しながら、日本や海外に茨城県の魅力を発信している現状がある中で
3 交流人口の増加を見込んだ地域活性化が図れています。人々が住まい暮らす地域へ郷土愛
4 を深く感じた人々とともに、愛する地域に誇りをもち、特有の歴史や自然、伝統や地域資
5 源の魅力と価値観が高まる、活力溢れる人財が創出した茨城の実現をすることが必要です。

6 まずは、茨城県を主体的に行動する人財を創出するために、地域を牽引するリーダーと
7 なるアカデミー事業を開催することで、地域を輝かせる人財が育成されます。そして、若
8 年層への主権者意識を醸成するために、政治参画意識の向上につなぐ、改憲を推進する教
9 育事業を実施することで、憲法改正輿論の喚起と当事者意識が確立されます。さらに、魅
10 力がある地域資源を市民に発信するために、地域経済分析システムを活用し、地域性を活
11 かせた資源に新たな付加価値を付け、魅力ある地域のたからを創造することで、地域独自
12 の観光資源が見出されます。また、未来を担う次世代の育成のために、人と人とのつなが
13 りから道徳心を育む事業を推進し、道徳教育の意識向上した地域が創出されます。そして、
14 安心安全な地域を創造するために、県の開示情報と被災経験を参考に防災、減災システム
15 の強化を図ることで、有事の際に、効果的に活用できる災害ネットワークが構築されます。
16 さらに、地域を輝かせる新たな可能性を創造するために、地域の魅力ある資源を市民意識
17 に伝播する、茨城ブロック大会を開催することで、誇るべき地域の未来が構築します。

18 地域を牽引していく強固な意思を紡ぐ我々は、自らが愛する地域の発展を確信すると同
19 時に主体的に行動する人たちとともに、活気に満ちた経済が循環する持続可能な地域の架
20 け橋となり、活力溢れる人財が創出した茨城から、愛と希望溢れる国 日本を創造します。

21

22

23 <事業計画>

- 24 1. 地域を輝かせるアカデミー育成事業の実施
- 25 2. 若年層の政治参画と憲法への意識改革運動
- 26 3. 地域資源を活かした茨城の魅力発信
- 27 4. 心を磨く次世代の育成の実施
- 28 5. 地域が輝く茨城ブロック大会
- 29 6. 【ブロ推】祖先や親を敬い愛情溢れる「家」的道徳を育む事業
- 30 7. 【ブロ推】奇跡を起こす人財を育てるカリキュラム実施

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

31 8.【ブロ連】改憲を推進する教育事業の実施

32 9.【ブロ連】災害ネットワークの強化

- 公益社団法人かしま青年会議所
- 一般社団法人ひたちなか青年会議所
- 一般社団法人鉾田青年会議所
- 一般社団法人牛久青年会議所
- 一般社団法人大洗青年会議所
- 一般社団法人坂東青年会議所
- 一般社団法人つくば青年会議所
- 一般社団法人境青年会議所
- 一般社団法人潮来青年会議所
- 一般社団法人水海道青年会議所
- 一般社団法人結城青年会議所
- 一般社団法人古河青年会議所
- 一般社団法人下妻青年会議所
- 公益社団法人下館青年会議所
- 一般社団法人茨城南青年会議所
- 一般社団法人石岡青年会議所
- 一般社団法人竜ヶ崎青年会議所
- 一般社団法人常陸太田青年会議所
- 一般社団法人北茨城青年会議所
- 一般社団法人高萩青年会議所
- 一般社団法人日立青年会議所
- 一般社団法人笠間青年会議所
- 一般社団法人土浦青年会議所
- 公益社団法人水戸青年会議所

会員 会議所 会議

役員 会

監査担当役員
 石川 一幸 一般社団法人土浦青年会議所
 山崎 晴生 一般社団法人石岡青年会議所
 山関 重人 一般社団法人つくば青年会議所

顧問
 高橋 隆慎 公益社団法人水戸青年会議所

会長 平塚 一芳
 一般社団法人下妻青年会議所

直前会長
 佐藤 平八郎 公益社団法人水戸青年会議所

ブロック大会連絡会議兼
 西エリア担当
 副会長 石塚 勝
 公益社団法人下館青年会議所

次世代育成委員会兼
 北エリア担当
 副会長 砂押 知倫
 一般社団法人ひたちなか青年会議所

茨城アカデミー委員会兼
 東エリア担当
 副会長 長野 元樹
 一般社団法人牛久青年会議所

茨城魅力発信委員会兼
 南エリア担当
 副会長 稲葉 佑介
 一般社団法人茨城南青年会議所

主権者意識醸成委員会兼
 中エリア担当
 副会長 阿部 孝太郎
 一般社団法人鉾田青年会議所

運営専務 松田 浩一
 一般社団法人下妻青年会議所

ブロック大会連絡会議
 議長 大塚 良幸（石岡）

次世代育成委員会
 委員長 堤 圭司（水戸）

茨城アカデミー委員会
 委員長 唐鎌 正光（茨城南）

茨城魅力発信委員会
 委員長 石川 大輔（境）

主権者意識醸成委員会
 委員長 野口 智広（かしま）

総務広報発信委員会
 委員長 石井 淳嗣（土浦）

事務局長 齊藤 将喜（下妻）
 財政局長 吉田 真悟（つくば）

- 公益社団法人下館青年会議所
- 一般社団法人古河青年会議所
- 一般社団法人結城青年会議所
- 一般社団法人境青年会議所

- 一般社団法人日立青年会議所
- 一般社団法人高萩青年会議所
- 一般社団法人北茨城青年会議所
- 一般社団法人常陸太田青年会議所
- 一般社団法人ひたちなか青年会議所

- 一般社団法人土浦青年会議所
- 一般社団法人竜ヶ崎青年会議所
- 一般社団法人潮来青年会議所
- 一般社団法人牛久青年会議所
- 公益社団法人かしま青年会議所

- 一般社団法人茨城南青年会議所
- 一般社団法人下妻青年会議所
- 一般社団法人水海道青年会議所
- 一般社団法人つくば青年会議所
- 一般社団法人坂東青年会議所

- 公益社団法人水戸青年会議所
- 一般社団法人笠間青年会議所
- 一般社団法人石岡青年会議所
- 一般社団法人大洗青年会議所
- 一般社団法人鉾田青年会議所

茨城ブロック協議会 2018年度 基本資料(案)

ブロック大会連絡会議

地域が輝く郷土愛の醸成と市民参画意識の向上を推進する運動の発信

会議・委員会名及び活動概要

手段

①ブロック大会連絡会議

- 1、郷土愛の醸成と市民の参画意識の向上
- 2、市民と協働した地域資源の発信

- 1、地域の未来輝く茨城ブロック大会茨城南大会の開催
2、第49回茨城ブロック大会主管青年会議所の推薦
- 1、地域資源を活かした市民の心を捉える事業の開催
実施

次世代育成委員会

美德溢れる道徳心を持った次世代の育成

会議・委員会名及び活動概要

手段

②次世代育成委員会

- 1、美德溢れる道徳心の醸成
- 2、次世代の健全な精神を育む交流事業の推進

- 1、人と人との繋がりから得る道徳心を育む事業の開催
2、次世代の健全な精神を育む交流事業の開催
- 1、グッドルーザーの精神を育む事業の開催
2、スポーツを通して育まれる精神性の調査

茨城アカデミー委員会

地域を輝かせる人財育成と会員拡大の支援

会議・委員会名及び活動概要

手段

③茨城アカデミー委員会

1、県内各LOMの会員拡大

- 1、県内各LOMの会員拡大の支援
- 2、県内各LOMの拡大状況の調査・情報共有
- 3、拡大意識の醸成
- 4、拡大成功事例の調査・発信
- 5、20歳代会員獲得におけるロールモデルの創造・発信

2、地域を輝かせるアカデミーの育成

- 1、アカデミー育成事業の実施

茨城魅力発信委員会

地域づくりに必要な新たな価値の創造と安心・安全の確立

会議・委員会名及び活動概要

手段

④茨城魅力発信委員会

1、茨城の地域資源の魅力、地域性を活かした新たな価値の創造

- 1、ビッグデータ活用推進・共有
- 2、地域資源の魅力発信

2、地域の安心・安全の確立

- 1、県内各LOMの防災・減災意識が向上する事業の開催
- 2、各地防災・減災運動の情報共有
- 3、災害支援(随時)

主権者意識醸成委員会

地域の未来を描く主権者意識の醸成

会議・委員会名及び活動概要

手段

⑤主権者意識醸成委員会

- 1、若年層の主権者意識の醸成を推進
- 2、地域の未来を描く運動発信
- 3、主権者意識の醸成に繋がる事業の開催

- 1、ハイスクール議会の検証と再構築
- 2、若年層の政治参画意識向上となる事業の実施
- 1、公開討論会の開催支援
- 2、動画配信を活用した政治参画の醸成
- 1、憲法に対する主権者意識の発信

総務広報発信委員会

茨城の未来を輝かせるスピード感を持った効果的な情報発信と強固な組織運営の確立

会議・委員会名及び活動概要

手段

⑥総務広報発信委員会

- 1.茨城ブロック協議会の情報発信
2. 広報戦略会議
3. ASPACブース出展
4. 諸会議の設営及び管理

- 1、スピード感を持った効果的な情報発信、HP,SNSの管理
- 1、各会議体、委員会の広報幹事との連携
- 1、2018JCI ASPAC 鹿児島大会のブース出展
- 1、会員会議所、役員会、正副財政局長会議等諸会議の効率的設営及び運営
- 2、アジェンダシステムの管理及び議案の精査

財政局

会議・委員会名及び活動概要

手段

⑦財政局

1、財政審査会議

- 1、茨城ブロック協議会の予算案、決算及び報告書作成
- 2、日本JCとの連携、報告
- 3、財政審査会議の開催
- 4、中間及び最終監査の設営

2、茨城ブロック協議会の運動の活性化と外部資金の獲得

- 1、外部資金導入の支援

3、公益社団法人としてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底

- 1、規則審査会議とのすり合わせによる、規則の標準化

2017年度10月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
全国大会(埼玉中央)		ブロック役員顔合わせ19:00~(下妻)				地区事業説明会 関東地区(東京)
8	9	10	11	12	13	14
	●第7回正副財政局長会議(水戸)					第9回関東地区役員会
15	16	17	18	19	20	21
	●第7回中・南エリア理事長会議(つくば)			第一回地区役員予定者会議(水戸)	第一回ブロック正副財政局長予定者会議(下妻) 19:00~	●第7回北エリア理事長会議 第10回ブロック会長会議 ●第1回北エリア理事長予定者会議
22	23	24	25	26	27	28
	エリア予定	第1回南・東エリア理事長予定者会議	エリア予定	エリア予定	第3回日本理事予定者会議(JC会館)ブロック会長予定者勉強会	
29	30	31				
	第一回ブロック財政コンプライアンス審査予定者会議		<ul style="list-style-type: none"> ● 本年度予定 ● 次年度日本 ● 次年度地区 ● 次年度ブロック 			

2017年度 11月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			●第7回役員会議 (水戸)	第一回ブロック役員 予定者会議(下妻) 19:00~		
5	6	7	8	9	10	11
	●世界会議オランダ (アムステルダム)					
12	13	14	15	16	17	18
		第10回関東地区役員会		第二回地区役員予 定者会議(水戸)		第11回ブロック会長 会議
19	20	21	22	23	24	25
第7回会員会議所会 議・さよならブロック ●第一回会員会議 所予定者会議			第4回日本理事候補 者会議ブロック会長 候補者勉強会(新 潟)	ありがとう関東地区 (成田)		
26	27	28	29	30		
	第二回ブロック正副 財政局長予定者会 議(下妻) 19:00 ~	エリア予定	エリア予定	エリア予定		



2017年度 12月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
<ul style="list-style-type: none"> ● 本年度予定 ● 次年度日本 ● 次年度地区 ● 次年度ブロック 	※ブロック大会主管 LOM顔合わせ 日程調整				エリア予定	エリア予定
3	4	5	6	7	8	9
	第2回ブロック財政 コンプライアンス審 査予定者会議			第二回ブロック役員 予定者会議(下妻) 19:00~	●第11回関東地区 役員会	
10	11	12	13	14	15	16
			第5回日本理事候補 者会議ブロック会長 候補者勉強会 大望年会		第二回会員会議所 予定者会議 出向者決起集会 19:00~	
17	18	19	20	21	22	23
	第三回地区役員予 定者会議(水戸)				第一回ブロック正副 財政局長会議(下妻) 19:00~	エリア予定
24	25	26	27	28	29	30
	第1回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定	エリア予定	エリア予定		

2018年度 1月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 				エリア予定	エリア予定	
7	8	9	10	11	12	13
		第一回ブロック役員 会議				
14	15	16	17	18	19	20
				京都会議	●日本理事会 ブロック会長会議 (京都)	●日本総会
21	22	23	24	25	26	27
京都会議					地区役員会	
28	29	30	31			
●ブロック開講式 第一回会員会議所 会議(下妻)						

2018年度 2月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 						
4	5	6	7	8	9	10
	第2回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00~	エリア予定		エリア予定	エリア予定	エリア予定
11	12	13	14	15	16	17
		第2回ブロック財政 コンプライアンス会 議		日本理事会 ブロック会長会議	金沢会議	金沢会議
18	19	20	21	22	23	24
金沢会議	第2回ブロック役員 会議				地区役員会	
25	26	27	28			
	第2回会員会議所会 議					

2018年度 3月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 						
4	5	6	7	8	9	10
	第3回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00~	エリア予定		エリア予定	日本理事会 ブロック会長会議	
11	12	13	14	15	16	17
	第3回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定		エリア予定	エリア予定	
18	19	20	21	22	23	24
	第3回ブロック役員 会議				地区役員会	日本総会(東京)
25	26	27	28	29	30	31
	第3回会員会議所会 議					

2018年度 4月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 	第4回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00～	エリア予定		エリア予定	エリア予定	エリア予定
8	9	10	11	12	13	14
	第4回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定	エリア予定	エリア予定	エリア予定	
15	16	17	18	19	20	21
	第4回ブロック役員 会議					日本理事会 ブロック会長会議
22	23	24	25	26	27	28
	第4回会員会議所会 議				地区役員会	
29	30					

2018年度 5月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 						
6	7	8	9	10	11	12
	第5回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00~	エリア予定	エリア予定	エリア予定	エリア予定	エリア予定
13	14	15	16	17	18	19
	エリア予定	エリア予定		エリア予定	エリア予定	日本理事会ブロック 会長会議
20	21	22	23	24	25	26
	第5回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定	エリア予定	JCI ASPAC(鹿児島)	JCI ASPAC(鹿児島)	JCI ASPAC(鹿児島)
27	28	29	30	31		
JCI ASPAC(鹿児 島)			地区役員会			

2018年度 6月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 						
3	4	5	6	7	8	9
	第5回ブロック役員 会議					
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	第5回会員会議所会 議					日本理事会 ブロック会長会議
24	25	26	27	28	29	30
					地区役員会	

2018年度 7月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	第6回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00～	エリア予定		エリア予定	エリア予定	エリア予定
8	9	10	11	12	13	14
	第6回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定	エリア予定	エリア予定	エリア予定	
15	16	17	18	19	17	21
		第6回ブロック役員 会議			日本理事会 ブロック会長会議	サマーコンファレンス
22	23	24	25	26	27	28
サマーコンファレンス					地区役員会	
29	30	31				
	第6回会員会議所会 議		<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 			

2018年度 8月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本 ● 地区 ● ブロック 						
5	6	7	8	9	10	11
	第7回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00~	エリア予定	エリア予定	エリア予定	エリア予定	
12	13	14	15	16	17	18
	エリア予定	エリア予定		エリア予定	エリア予定	
19	18	21	22	23	24	25
	第7回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定		エリア予定		
26	27	28	29	30		
	第7回ブロック役員 会議					

2018年度 9月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
						1
●日本 ●地区 ●ブロック						
2	3	4	5	6	7	8
						第7回会員会議所会議
9	10	11	12	13	14	15
ブロック大会仮						日本理事会 ブロック会長会議
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
		第8回ブロック正副 財政局長会議(下 妻)19:00~	エリア予定	エリア予定	地区役員会	エリア予定
30						

2018年度 10月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 	エリア予定	エリア予定		全国大会(宮崎)	全国大会(宮崎) ●本会総会 理事会 ブロック会長会議	全国大会(宮崎)
7	8	9	10	11	12	13
全国大会(宮崎)		第8回ブロック財政 コンプライアンス審 査会議	エリア予定	エリア予定	エリア予定	
14	15	16	17	18	19	20
						日本理事会 ブロック会長会議
21	22	23	24	25	26	27
	第8回ブロック役員 会議				地区役員会	
28	29	30	31			
		●世界会議インド (ゴア)	●世界会議インド (ゴア)			

2018年度 11月スケジュール表

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ●日本 ●地区 ●ブロック 				●世界会議インド (ゴア)	●世界会議インド (ゴア)	●世界会議インド (ゴア)
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
						日本理事会 ブロック会長会議
18	19	20	21	22	23	24
閉講式仮 第8回会員会議所会 議					地区役員会	
25	26	27	28	29	30	

2018年度 12月スケジュール表

2018年度 12月スケジュール表						
日	月	火	水	木	金	土
						1
●日本 ●地区 ●ブロック						
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
						日本理事会 ブロック会長会議
16	17	18	19	20	21	22
					地区役員会	
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2017年度(一社)日立青年会議所事業報告編

風

新たな時代の
創造に向けた挑戦

委員会報告

総務研修委員会

委員長 佐藤 聖悟

総務研修委員会より、委員会報告を致します。

1月18日ホテル天地閣にて、2017年度定時総会を設営致しました。日立市副市長横山様をはじめ、多数の来賓の方々、県内友好 LOM の方々、OB 諸兄の先輩方、総勢30名をお迎えし、LOM メンバー49名とともに盛大に開催することができました。新しいメンバーの認証や、2017年度事業計画など、粛々と緊張感をもって遂行できたと存じます。懇親会の席においては、大久保副理事長のバンザイ隊をうけて、栃木 JC 茂呂理事長様の鯉の滝登りもご披露いただき、賑やかな盛り上がりとなりました。

4月19日には、対内例会として、研修事業を行いました。メンバーの弱みとなる IT 分野に特化した内容であり、講師の今西先生とは、質疑応答など活発な意見交換ができ、メンバーの IT リテラシー向上につながったと存じます。

9月20日には、3つ目の例会として、臨時総会を設営致しました。2018年度が大きく関わってくる大切な例会であります。総会の役員席におけるレイアウト変更など、新しい風を吹き込めるべく、入念なリハーサルを行いました。当日は大きな問題もなく、無事に閉会を迎えることができました。

委員会メンバーも少ない中、必ず成功することが義務付けられた総会を設営するという事に、計り知れないプレッシャーを感じておりましたが、他委員会のメンバーの仲間達からの心温まるご協力・ご指導のおかげで、1年間走り切ることができました。誠にありがとうございました。

委員会報告

アカデミー研修委員会

委員長 石川 哲也

2018年度アカデミー研修委員会は、JCの魅力のひとつである人との出逢いの機会を活かして、研修プログラムの中で「気づき」や「学び」を得て頂けるよう活動してまいりました。

まず、3月例会ではJAYCEEとしてのルールやマナーなど、会員としての基本をしっかりと学べるようなプレゼン研修を行いました。

そして、6月例会では大きなビジョンに向かって活躍していけるよう、講師をお呼びしてJCゲームの研修プログラムを通じてメンバーには北エリア青年会議所の方々とも積極的に参加して学んで頂きました。

さらに、11月例会では卒業生とのふれあいを大切にして、これまで歩んでこられたJC活動の軌跡をたどることで、仲間意識を大事にしてかけがえのない時間をともに過ごさせていただきました。

また、2回の献血事業にも皆様には大変お世話になりました。委員会メンバー一同、今年度学んだことを今後の青年会議所活動に大いに役立てていきたいと思えます。

一年を通じて、委員長という役を担い、私自身大変勉強になりました。そして、一年間活動を共にしてくれたスタッフやメンバーに大変感謝致します。

伊師理事長はじめとする日立青年会議所メンバーの皆様には多大なる協力を頂き心より感謝を申し上げて、アカデミー研修委員会報告とさせていただきます。

最後に、一年間どうもありがとうございました。

委員会活動報告

地域次世代委員会

委員長 鈴木 小百合

地域次世代委員会では、2017年度伊師理事長の掲げる「不易流行～継承 そして、新たなる飛躍へ～」のスローガンのもと、この日立（まち）の為、市民（ひと）の為に一年間活動してまいりました。

5月例会では「みんなでお米を作ろう！～田植えに行こう～」と題し、普段当たり前に関心しているお米が誰かの手によって作られている事に感謝し、あらためて食べ物の大切さを感じていただく稲作事業を行いました。参加者はもちろん、初めて経験するメンバーも多く、四苦八苦しながらも米作りの大変さや作り手のありがたみを学ぶ貴重な体験となりました。また、例会では準備段階から当日まで様々な人手を要しましたが、それぞれの得意分野を活かし、メンバー一丸となって創り上げる事が出来ました。

10月例会では5月例会の継続例会として「みんなでお米を作ろう！～稲刈りに行こう～」を行いました。参加者は5月例会に参加して下さった市内の親子でしたが、田植え時に立ち上げたブログで稲の成長段階を更新していた事もあり、稲刈りまでの期間も家庭でのコミュニケーションの一助となる事が出来ました。また、例会では自分たちが植えた稲を刈り取るまで行えた事、稲刈り後に新米を食べられた事が大変好評でした。

11月例会では「ひたちキャンドルナイト」と致しまして、多くの人と協力をしながら日立の魅力を自分達で発信していく参加型例会を行いました。市内小学生には「日立の好きなお店」を紙コップに書いて貰い、その他に竹を使ったものやビン、ペットボトルを用いて日立新都市広場を彩りました。また、米作り時のブログに引き続き、今話題のInstagramやツイッターも立ち上げ、今まで以上に私たちの活動を広く知って頂ける仕組み作りを行いました。課題はまだありますが、当青年会議所の問題点を解決するきっかけにし、今後活かしていきます。

年当初、例会は2回の予定でしたが、急遽3例会となり、スケジュールが大変ハードなものになってしまいました。しかし、委員会メンバーをはじめ、日立青年会議所メンバーの力があつたからこそ全ての事業を終える事が出来ました。また、協力頂いた関係団体様、日立市民の皆様にも感謝しております。この場をお借りして感謝申し上げ、委員会報告とさせていただきます。一年間、本当にありがとうございました。

事務局活動報告

事務局長 大和田 典義

鈴木専務理事のもと、一年間楽しくそして厳しく運営してまいりました。

事務局としましては、各会議・遠征の設営に加え、本年度は各会議の資料のリニューアルをいたしました。日本本会の資料作成の仕方を学んでいただき、出向してもスムーズに会議資料に触れていただけるようになったと思います。

また、各遠征の設営に関しては、参加者の皆様をいかに楽しませることができるか、遠征先の地域にいかに益を残せるかをテーマに、その地域ごとの特色にあった設営を心掛けました。

さらに、8月例会は役員会が担当ということで、事務局が中心となり「関東地区大会へ行こう！！」を開催させていただきました。2017年度は、筑波での開催ということもあり、日立青年会議所も副主幹締結をし、例会として参加することで、大会を共に盛り上げることができました。

一年間を通して鎌田次長、山縣次長には、私の厳しい要求に応じていただき感謝しかありません。お疲れ様でした。

そして、日立青年会議所のメンバーの皆様、若い事務局チームを1年間温かく見守っていただきありがとうございました。

財政局活動報告

財政局長 秋山 隼人

2017年度財政局の活動は、鈴木専務、兼目財政局次長と共に毎月1回の財政局会議を開催させて頂きました。年当初に承認頂きました予算が有効かつ適正に運用されているか確認をしながら活動してまいりました。しかし今年度財政局運営方針に「中・長期的な視点で財政運営を行う」をテーマとして掲げさせて頂きましたが、そこまで考えながら活動が出来なかったことが反省するところです。財政局会議においては自分なりの意見を言わせて頂きましたが、皆様のご協力によりスムーズに進行することができ、次の役員会への上程に繋げることが出来たのではないかと考えております。

最後に、今年一年間財政面から日立青年会議所の事業を見ることができ本当に勉強になりました。伊師理事長をはじめとするメンバーの皆様一年間ありがとうございました。

同好会活動報告

日立 J C サッカー同好会 (F C 日立アウローラ)

主将 瀧 邦廣

F C 日立アウローラは今年の 4 月より始動致しまして、毎週金曜日、多賀中グラウンドにて練習を行って参りました。現役の拡大会議やサマコンなどが練習日と重なり、現役メンバーの参加人数が少なく、練習内容を考えるのに苦労しました。先輩方の叱咤激励、アドバイスを頂きながら何とか 1 年間主将の責務を全うすることができました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

水戸 J C サッカー部と水戸 J C 設営のもと練習試合を二度、その他栃木 J C との練習試合も計画しておりましたが、台風の影響もありまして、残念ながら中止した事もございました。

全国大会神戸大会には、2 チームで参加致しまして、サカサチームの方は残念ながら予選敗退してしまいましたが、B チームの方はワイルドカードではありましたが、決勝トーナメントに進出し、大雨のなか P K 戦の末に勝利を収め、初戦突破することが出来ました。

来年は、今年度の経験を生かして、次年度のアウローラに貢献出来ればと思います。今年 1 年間、御指導、御協力、本当にありがとうございました。

出向者報告

公益社団法人 日本青年会議所 関東地区
茨城ブロック協議会 次世代育成委員会
委員 荒蒔義嗣

2017年度は、公益社団法人日本青年会議所の茨城ブロック協議会次世代育成委員会へ出向させていただきました。本年はLOMでも地域次世代委員会として活動してきたので、少しでも良い影響があるのではと思い、時間調整が可能な時には積極的に参加しようと思いました。しかし、残念ながら時間調整ができずあまり参加出来ずに終了してしまい、このいい機会を吸収することが出来なかったことが心残りとなってしまいました。

今後、出向の機会がある際は時間調整などしっかりし、ほかのLOMとの交流をすることで自分の視野を広げていき、これからのLOMでの活動に少しでも生かしていければと思います。

最後に、出向させていただきました伊師理事長をはじめとする日立青年会議所メンバー皆様に感謝を申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間、有難うございました。

出向者報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
茨城のたから発信委員会
委員 福地 修平

私は本年度、公益社団法人日本青年会議所の茨城ブロック協議会茨城のたから発信委員会へ出向させていただきました。

野口委員長とは20年来の知人でもあり日本青年会議所石材部会の方でも活動を共にしているという縁もあり出来る限り協力出来るようにと思い活動してまいりました。

事業としまして4月に行われた「RESAS 推進セミナー」、5月に行われた「防災セミナー」、9月に行われたブロック大会での「わが街コンテスト」に携わる事が出来、LOMとはまた違った設営など貴重な経験が出来とても有意義に活動させて頂きました。

しかし、委員会開催が西エリアが多かった為、全て参加とはいきませんでしたが出向して他のLOMの方たちと活動を共にしたことで三信条の友情が少なからず生まれたと思います。また青年会議所というネットワークの素晴らしさを改めて感じました。

最後に、出向させていただきました伊師理事長をはじめとする（一社）日立青年会議所メンバー皆様に感謝を申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間、有難うございました。

出向者報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区茨城ブロック協議会
真のJAYCEE育成委員会
委員 馬上 宰

本年度、私は公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会の真のJAYCEE育成委員会に委員として出向させていただきました。LOM内では会員拡大委員会副委員長を拝命させていただいており、少しでも拡大につながればと思い参加する予定でしたが、残念ながら一度も参加出来ずに一年を終えてしまい大変後悔しております。LOM内より同委員会に出向している櫻井副委員長をはじめとするメンバーの方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。

また、機会がありましたら同じことにならないよう、時間を調整し積極的に参加していきますのでよろしくお願い致します。

最後にこの場を与えていただいた伊師理事長をはじめとする日立青年会議所のメンバー、内山直前会長、そして櫻井副委員長をはじめとする同委員会出向メンバーの方々に感謝したいと思います。ありがとうございました。

2017年度 収支決算書(案)

一般社団法人日立青年会議所

2017年 1月 1日から2017年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①入会金収入	110,000	90,000	20,000	
入会金収入	110,000	90,000	20,000	9名@10,000円(17前期9名)
②会費収入	6,290,000	6,060,000	230,000	
正会員会費収入	4,800,000	4,800,000	0	40名@120,000円(年会費)
賛助会員会費収入	50,000	50,000	0	1口@50,000円(年会費)
仮入会会員会費収入	400,000	260,000	140,000	13名@20,000円(仮入会費)
前期仮入会者正会員会費収入	200,000	160,000	40,000	8名@20,000円
その他会費収入(特別会費)	400,000	400,000	0	40名@10,000円
特別会員会費収入	400,000	350,000	50,000	35名@10,000円(年会費)
休会会員登録料収入	40,000	40,000	0	1名@40,000円
③事業収入	0	0	0	
登録料収入	0	0	0	
④受取補助金等収入	0	0	0	
⑤受取負担金収入	0	0	0	
⑥受取寄付金収入	0	22,123	△ 22,123	
⑦雑収入	639,480	232,389	407,091	
受取利息収入	0	21	△ 21	
その他雑収入	639,480	232,368	407,112	総会祝金+原子力立地給付金等
⑧他会計からの繰入金収入	0	0	0	
事業活動収入計	7,039,480	6,404,512	634,968	
2 事業活動支出				
①事業費支出	1,240,000	986,896	253,104	
委員会等事業費	1,240,000	986,896	253,104	
総務研修委員会	250,000	217,150	32,850	
地域次世代委員会	370,000	295,183	74,817	
拡大委員会	250,000	145,858	104,142	
アカデミー委員会	300,000	263,905	36,095	
選挙管理委員会	70,000	64,800	5,200	
趣味の会	0	0	0	
役員会	0	0	0	委員会事業費 100,000円 公益目的支出計画 雑1 △100,000円
②管理費支出	4,919,880	4,027,584	892,296	
会議費支出	0	0	0	
給与手当支出	712,500	743,466	△ 30,966	事務局員パート料(月・水・金勤務)
福利厚生費支出	0	10,108	△ 10,108	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	540,000	387,417	152,583	
電話代支出	190,000	162,617	27,383	
運搬代支出	0	0	0	
その他通信費支出	350,000	224,800	125,200	
消耗品費支出	450,000	223,074	226,926	コピー紙20,000枚 コピー機カウンタ代 蛍光灯代など
会員支給品費支出	60,100	62,424	△ 2,324	11名@1,800円(ネームプレート)10名@1,600円(ハッチ)理事長経験者ハッチ1名@11,000円
リース料支出	300,000	317,520	△ 17,520	12ヶ月@26,460円(コピー機リース料)
賃借料支出	756,000	756,000	0	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
修繕費支出	40,000	0	40,000	
印刷製本費支出	181,280	181,280	0	400冊(会員名簿)
光熱水料費支出	200,000	167,083	32,917	
業務委託費支出	40,000	40,000	0	登記簿変更申請@40,000円(曾川事務所)
インフォメーション関係費支出	140,000	108,000	32,000	HP作成等及び更新@140,000円(ディーティショップ)
保険料支出	10,000	5,100	4,900	
租税公課支出	0	0	0	
渉外費支出	1,420,000	974,944	445,056	
渉外費支出	700,000	485,144	214,856	
大会・会議登録料支出	500,000	319,000	181,000	
慶弔費支出	100,000	40,800	59,200	
各種団体協賛金支出	120,000	130,000	△ 10,000	日立市展協賛金・市民スポーツ祭協賛金・よかつぱ祭り協賛金@10,000円
雑支出	70,000	51,168	18,832	支払手数料等+雑費
③負担金支出	879,600	965,090	△ 85,490	
JCI負担金支出	46,600	47,765	△ 1,165	41名@1,165円(10.50米ドル*45名 ※1米ドル=111円)
日本JC負担金支出	230,000	235,000	△ 5,000	
会費基本額	30,000	30,000	0	基本額30,000円
会費付加金	200,000	205,000	△ 5,000	41名@5,000円
地区協議会員負担金支出	30,000	30,500	△ 500	関東地区協議会
会費基本額	10,000	10,000	0	基本額10,000円
会費付加金	20,000	20,500	△ 500	41名@500円
ブロック協議会負担金支出	140,000	143,000	△ 3,000	茨城ブロック協議会
会費基本額	20,000	20,000	0	基本額20,000円
会費付加金	120,000	123,000	△ 3,000	41名@3,000円
ブロック大会負担金支出	120,000	123,000	△ 3,000	41名@3,000円
会員会議所負担金支出	40,000	60,000	△ 20,000	3名@20,000円(直前プロ長、監査担当役員)
周年事業負担金支出	80,000	82,000	△ 2,000	41名@1,000円*2LOM(2017年度は土浦、かしま)
国際協力資金支出	73,000	74,825	△ 1,825	41名@1825円(「1日5円」運動に基づく額)
日本JC出向者負担金支出	0	40,000	△ 40,000	2名@20,000円
We Believe購読料	120,000	129,000	△ 9,000	41名@3,000円+賛助2名@3,000
④他会計への繰入金	0	0	0	
事業活動支出計	7,039,480	5,979,570	1,059,910	
事業活動収支差額	0	424,942	△ 424,942	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	424,942	△ 424,942	
前期繰越収支差額	5,985,517	5,985,517	0	
次期繰越収支差額	5,985,517	6,410,459	△ 424,942	

以上の通り2017年度12月31日までの報告書を提出いたします。

2017年12月31日

一般社団法人日立青年会議所

2017年度理事長 伊師 憲和

監査報告

一般社団法人日立青年会議所定款第28条により理事長から提出された2017年度12月31日までの事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録および備品明細書等の各事項について監査の結果、適正なものと認めます。

2017年12月31日

一般社団法人日立青年会議所

2017年度
監事

植嶋 雅彦



2017年度
監事

瀧 一晃



(一社) 日立青年会議所定款、規則編

風

新たな時代の
創造に向けた挑戦

一般社団法人日立青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日立青年会議所（Junior Chamber International Hitachi）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、その目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究実施
- (2) 社会奉仕事業、まちづくりに関する事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 会員の個人的修練及び能力の開発を利する事業並びに会員相互の親睦を図る事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他諸団体との提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

日立市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40歳に達したことにより正会員の資格を喪失した者であって、継続して加入することを理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

この法人に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、名誉会員、賛助会員それぞれの権利については理事会において定める「一般社団法人日立青年会議所会員資格規程」によるものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第10条 正会員になろうとする者は、入会金を納付しなければならない。入会金の額は総会の決議を経て別に定める。

2. この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助会員は総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。

3. 休会中の会費は、理事会の承認を得て免除することができる。ただし、休会事由は、育児、病気療養、又はこれに類するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 この法人の正会員は、満40歳に達した年度が終了した時その資格を失う。

2. この法人の会員は、前項に定める事由のほか、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡又は解散

(3) 後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき

(4) 除名

(5) 総正会員が同意したとき

(休 会)

第12条 正会員はやむを得ない事由により長期間、この法人の事業に出席できないとき

は、理事会の承認を得て、休会することができる。

(退 会)

第13条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務がある場合には退会後もこれを免れない。

(除 名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するときは総会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) この法人の事業の出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項の理由により会員を除名しようとする場合は当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名決議を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種 類)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属書類の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分方法
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令及びこの定款に定める事項

(開 催)

第18条 総会は、定時総会として毎年度1月に1回開催するほか、9月及び必要がある

場合に開催する。

(招 集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって、総会の日の10日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第22条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを決議する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散及び残余財産の処分方法の決定
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

3. 前項の議事に関する総会招集の通知には付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。
4. 委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効と認める。
5. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、総会に出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名・押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の種類)

第24条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2. 理事のうち1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、正会員のうちから、総会において選任する。ただし、総会の決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 前2項に規定する役員を選出方法については、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会で定める「一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則」及び「一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則」による。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は理事長を補佐する。

4. 専務理事は、理事長を補佐、事務局を総括し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3. 監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月

1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員)の辞任及び解任)

第29条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長)

第30条 この法人に、任意の機関として、直前理事長を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、その豊富な経験を生かし、理事会に出席してこの法人前進のため助言を与える。ただし、理事会における議決権を有しない。

(顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問を2名以内置くことができる。

2. 顧問の選任に関しては、第25条第1項の規定を準用する。
3. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は参考意見を述べることができる。
4. 顧問の任期、辞任及び解任は第28条第1項及び第29条の規定を準用する。

(報酬)

第32条 理事、監事並びに直前理事長及び顧問は無報酬とする。

(責任の免除)

第33条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

(4) 総会に提出する議案の決定

(5) 総会から委託された事項

(招 集)

第36条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事長以外の理事が必要と認めるときは、理事長に対し、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

3. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき及び理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、総会において第22条第2項の決議を要する事項についての決議は、出席理事の3分の2以上の多数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 例会及び委員会

(例 会)

第41条 この法人は、原則毎月1回以上例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第42条 この法人は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するために委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第43条 委員会は、委員長1人、副委員長若干名及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員又は賛助会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長及び専務理事は次のとおりとする。
理事長 内山 治則
専務理事 槇嶋 雅彦
副理事長 鈴木 良亮
副理事長 藤田 竜哉
副理事長 吉成 俊昭
副理事長 大河原貴洋
副理事長 関山 干郎
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人日立青年会議所運営規程

第1章 総則

第1条 本運営規程は一般社団法人 日立青年会議所の実質的充実に則し、その運営の円滑と総意の結果を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員の任務

第2条 理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 本会議所を代表して公益社団法人 日本青年会議所の総会に出席する。
- (2) 公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会並びに茨城ブロック議会に出席する。
- (3) 全国大会及び関東地区大会並びに茨城ブロック大会に出席する。
- (4) 本会議所を代表して関係各庁、関係団体との折衝に当る。
- (5) 公益社団法人 日本青年会議所褒章規程による該当者の褒章を行う。
- (6) J Cの種々の行事について、日立 J C賞又は日立 J C杯の授与を行うことができる。
- (7) その他

第3条 副理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 事業活動を統轄し、その充実を図る。
- (2) 公益社団法人 日本青年会議所及び各地青年会議所との連携を図る。又、関係委員会を担当した場合、次の職務を有する。
- (3) 例会出席を掌握し、運営の円滑化を図る。
- (4) 例会を統轄する。

第4条 専務理事は定款に定める外、所務全般について理事長を補佐しなければならない。理事長、副理事長とともに事故ある時はその職務を代理代行し、又次の事項を分掌する。

- (1) 事務局の統轄及びその人事、給与等に関する事項。
- (2) 用度及び備品の管理に関する事項。
- (3) 総会、理事会の議事録の作成及び保管に関する事項。
- (4) 会費納入の促進を図る。

第5条 1. 理事は一般社団法人 日立青年会議所の運営に関し責任を有し、原則として各委員会に所属し理事会との緊密な連絡に当たる。
2. 理事は理事会にやむをえず欠席する時は、委任状を理事長に提出しなければならない。

第6条 理事の中より1名を財政局長とする。

第7条 監事は次の職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査する事。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する事。
- (3) 財産の状況又は業務の執行に付き不整の廉あることを発見したる時は、之を総会または主務官庁に報告する事。
- (4) 前号の報告を為す為め必要ある時は総会を招集する事。
- (5) 他の職務は兼務しない。

第3章 例会

第8条 例会は年12回以上を原則とする。

第9条 例会の運営は別に定めた例会運営規程による。

第4章 会員の出席

- 第10条
1. 会員は例会に出席する義務を有し、出席不能の場合は事前にその旨を所属委員長を通じ担当副理事長に連絡しなければならない。
 2. 会員が例会に公益社団法人 日本青年会議所又は関東地区協議会並びに当該ブロック協議会の行事があつてそれに出席した場合及び他の青年会議所の例会又は行事に出席した場合は、当会議所の例会に出席したものとみなす。
 3. 会員が例会日に本会議所にかかわる行事又は会合に出席した場合は例会に出席したものとみなす。

第5章 委員会及び委員長の任務

第11条 委員会は本会議所の Training, Friendship, Service の3原則に則り之を設けるものとする。

第12条

1. 委員会は、総務、指導力開発、社会開発、経営者開発、広報、会員開発、青少年、国際問題の8種を原則とする。

2. 委員会は事業年度により、必要に応じその他、数を増減することができる。

第13条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第14条 正会員は委員会の何れかに所属しなければならない。

ただし理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財政局長、監事および事務局局長はその限りでない。

第15条 委員長は委員会を統轄し、無届欠席した会員と連絡をとりその状況を理事会に報告しなければならない。

第16条 委員会に副理事長を置くことができる。

第17条 一般社団法人 日立青年会議所は青年会議所運動の昂揚を計るために以下の褒賞規定により、該当委員会および個人に対し総会において褒賞を行うことができ

る。

第18条 褒賞は次の規定に従い実施する。(期間は該当期間中の事)

1. 対象および条件

(1) 委員会

- イ 外部拡大に著しく努めかつアフターケアの熱心な委員会
- ロ 内部の充実拡大に著しく努めた委員会
- ハ 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会

(2) 個人

- イ 青年会議所の拡大に著しく努めた個人
- ロ 青年会議所運動に顕著な功績のあった個人
- ハ 例会出席が100%の会員
- ニ その他

2. 推薦方法

(1) 理事の推薦

(2) 委員会の推薦

3. 選考方法

総会前の理事会において協議する。

4. 賞状等の授与

褒賞は、次年度第1回通常定時総会において、賞状及び記念品を贈って表彰することができる。

第19条 委員会は原則として例会を主管する。

一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則

第1章 総則

第1条 一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則、第2条に定める理事長選挙に関する手続きは、この規則の定めるところによる。

第2条 理事長選挙に関する事務を管理するために理事長選挙管理委員会（以下、管理委員会と称す）を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会

第3条 1. 管理委員会は、毎年6月末日までに理事会において正会員の中から無記名5名連記で投票し、上位6名を理事長が管理委員に任命する。

但し、管理委員に任命された中から理事長立候補者が出た場合は、理事長が繰上げ任命する。

2. 総務委員長は管理委員会に所属しなければならない。

第4条 1. 管理委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。

2. 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表し、理事会に出席して選挙事務に関して発言することができる。

3. 委員長に事故のある場合は、副委員長がこれを代理する。

第5条 管理委員会の任期は7月1日より6ヶ月とし、任期終了までに選挙事務が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理完了まで任期を延長することができる。

第6条 管理委員会は選挙事務処理が完了したときは、理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 告示

第7条 理事長選挙に関する告示はすべての管理委員長の名をもって文書により通知する。

第8条 管理委員会は審議の結果、立候補の資格が正しい場合は、直ちにその旨を正会員に告示しなければならない。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 本会議所の正会員は各自1個の理事長の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿確定日までに下記のいずれかに該当する正会員はこれを有しない。

(1) 当該年度の会費を6月末日までに滞納しているもの。

(2) 当該年度の6月末日を基準にして、前1年間の例会無出席のもの。

(3) 仮入会の会員

- 第10条 1. 本会議所の正会員の中で下記の2項目以上に該当するものは理事長の被選挙権を有する。
- (1) 副理事長又は専務理事経験者。
 - (2) 理事経験2回以上の者。
 - (3) 日本青年会議所、地区協、ブロック協出向経験2回以上の者。
 - (4) 過去1年間例会並びに総会出席率70%以上の者。
2. 当該年度の会費を選挙人名簿確定日までに納入していない正会員は被選挙権を有しない。

第5章 理事長の立候補者

- 第11条 被選挙権者が理事長立候補者となる場合は、管理委員会所定の用紙を用い、7月5日から7月10日までに下記の書類を管理委員会に届出なければならない。
- (1) 履歴書並びに経歴書
 - (2) J C理事長立候補所信
 - (3) 選挙権を有する5名の推薦状

- 第12条 立候補届出のない場合には、7月20日までに第9条をみたすものを管理委員会が理事長に提出し、その中より理事会の承認を受ける。

第6章 推せん者の資格

- 第13条 推せん者は下記の項目をみたすものとする。
- (1) 推せん者は正会員でなければならない。
 - (2) 推せん者は立候補者一名についてのみ推せんすることが出来る。
 - (3) 選挙管理委員会は推せん者の資格を有しない。
 - (4) 推せん者は過去1年間の例会並びに総会出席率50%以上の者。
 - (5) 会費納入義務を履行した者。

第7章 投票及び開票

- 第14条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、8月10日までに本会議所事務局において無記名で行う事を原則とする。投票場所は管理委員長がこれを告示する。

- 第15条 正会員は他の正会員の委任を受けて投票を行うことはできない。
- 但し、正会員であり投票日に投票できないときは不在投票を行うことができる。不在投票に関する事項は管理委員会においてこれを定める。

- 第16条 投票及び開票に関しては三名以上の立会人を置く。立会人は理事会において指名する。
- 但し、立会人は正会員たるを要しない。

第8章 選挙人名簿

- 第17条 選挙人名簿は毎年7月1日に管理委員会において確定する。
- 第18条 本会議所は選挙人名簿を事務局において随時関係者の閲覧に供する。
- 第19条 天災地変その他の事故によっては必要ある場合には、さらに選挙人名簿を確定する。

第9章 当選人

- 第20条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と即日決選投票を行う。
- 第21条 立候補者が1人のみの場合は、投票を行わずに当該者が当選人となる。
- 第22条 当選人が確定したときは、管理委員長は直ちに当選人氏名を告示し、且つ理事会に報告しなければならない。

第10章 当選人の無効

- 第23条 当選人及びその推薦人が選挙に関して本規則又は管理委員会が別に定めた規則に違反したときには理事会の議を経てその当選を無効とし、次点者が当選人となる。

附 則

- 第24条 この規則の定めるものの外、理事長の選挙に関する必要な事項は理事会において別に定める。

一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則

- 第1条 一般社団法人日立青年会議所定款第25条による役員選出はこの規則の定めるところによる。
- 第2条 次期理事長は、別に定める一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則の定めるところとする。
- 第3条 次期副理事長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第4条 次期専務理事は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第5条 次期財政局長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第6条 次期理事及び監事は理事長が正会員の中より若干名を指名した選考委員会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- 第7条 この規則に定めるものの外、役員を選出に関して必要な事項は、理事会において定めることができる。

一般社団法人日立青年会議所会員資格規程

第1章 新入会員の加入審査

第1条 一般社団法人 日立青年会議所に入会を希望するものは、仮入会制度の規程を満たし、理事会の承認を得て正会員となる。

- 第2条
1. 事務局は承認を本人に通知し、財政局は入会金及び会費を請求する。
 2. 入会金及び会費の納入が完了し、入会認証書が理事長より総会に於て伝達されて始めて入会が確定する。
 3. 入会確定後バッチが交付される。

第2章 会費の納入

第3条 正会員は入会に際し入会金を、又正会員、特別会員、賛助会員は会費を次の通り納付しなければならない。

(1) 入会金	正会員		10,000円
(2) 会費	正会員	年額	80,000円
	特別会員	年額	10,000円
	賛助会員	年額1口	10,000円

第4条 会費は理事会において定められた期日までに納めなければならない。特に定めのない限り年会費は3月末日迄に納めなければならない。

第5条 会費以外の会員負担金の取扱も会費の取扱と同様とする。

第3章 会員の資格喪失

第6条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出しなければならない。

第7条 退会届は退会しようとする月の前迄に提出しなければならないが、理事会は事情止むを得ない時は退会申出の月と異なった退会の日を定めて退会を許可することができる。

第8条 会員が会費の納期後3ヶ月を経過し会費納入しない時は会員の資格を喪失する。ただし次の手続きをとらなければならない。

- (1) 専務理事は会費納入期直後の理事会に於て会費未納の会員氏名を報告する。
- (2) 理事会は財政局をして督促せしめる。
- (3) 次の理事会において担当副理事長又は専務理事はその結果を理事会に報告し未納会員に対しては前項の手続きを繰り返す。
- (4) この様な督促を3回繰返す(3ヶ月経過)

以上3ヶ月の督促にもかかわらず会費を納入しない会員は会員としての資格を喪失する。

第9条 正会員は次の各項に該当する時にその資格を喪失する。

(1) 例会出席年5回未満の時。

(2) 例会、委員会、或は其の他一般社団法人 日立青年会議所の主催する行事に連続3ヶ月欠席の時。

但し、1項、2項に関しては届出書を理事長宛すみやかに提出し、理事会で認めた時はその限りでない。

第4章 特別会員

第10条 制限年齢に達した正会員のうち、歴代理事長並びに3年以内の者は特別会員となる。

但し、その決定は有資格者の自由意志に依る

又、歴代理事長を除く3年以降の者も、個人の意思により特別会員とすることができる。

第11条 特別会員は総会ならびに例会、その他一般社団法人 日立青年会議所の行事に出席することができる。但し、議決権を有しない。

第12条 特別会員は入会金を納入しなければならない。

一般社団法人日立青年会議所会員資格規程

第1章 新入会員の加入審査

第1条 一般社団法人 日立青年会議所に入会を希望するものは、仮入会制度の規程を満たし、理事会の承認を得て正会員となる。

- 第2条
1. 事務局は承認を本人に通知し、財政局は入会金及び会費を請求する。
 2. 入会金及び会費の納入が完了し、入会認証書が理事長より総会に於て伝達されて始めて入会が確定する。
 3. 入会確定後バッチが交付される。

第2章 会費の納入

第3条 正会員は入会に際し入会金を、又正会員、特別会員、賛助会員は会費を次の通り納付しなければならない。

(1) 入会金	正会員		10,000円
(2) 会費	正会員	年額	80,000円
	特別会員	年額	10,000円
	賛助会員	年額1口	10,000円

第4条 会費は理事会において定められた期日までに納めなければならない。特に定めのない限り年会費は3月末日迄に納めなければならない。

第5条 会費以外の会員負担金の取扱も会費の取扱と同様とする。

第3章 会員の資格喪失

第6条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出しなければならない。

第7条 退会届は退会しようとする月の前迄に提出しなければならないが、理事会は事情止むを得ない時は退会申出の月と異なった退会の日を定めて退会を許可することができる。

第8条 会員が会費の納期後3ヶ月を経過し会費納入しない時は会員の資格を喪失する。ただし次の手続きをとらなければならない。

- (1) 専務理事は会費納入期直後の理事会に於て会費未納の会員氏名を報告する。
- (2) 理事会は財政局をして督促せしめる。
- (3) 次の理事会において担当副理事長又は専務理事はその結果を理事会に報告し未納会員に対しては前項の手続きを繰り返す。
- (4) この様な督促を3回繰返す(3ヶ月経過)

以上3ヶ月の督促にもかかわらず会費を納入しない会員は会員としての資格を喪失する。

第9条 正会員は次の各項に該当する時にその資格を喪失する。

(1) 例会出席年5回未満の時。

(2) 例会、委員会、或は其の他一般社団法人 日立青年会議所の主催する行事に連続3ヶ月欠席の時。

但し、1項、2項に関しては届出書を理事長宛すみやかに提出し、理事会で認めた時はその限りでない。

第4章 特別会員

第10条 制限年齢に達した正会員のうち、歴代理事長並びに3年以内の者は特別会員となる。

但し、その決定は有資格者の自由意志に依る

又、歴代理事長を除く3年以降の者も、個人の意思により特別会員となることができる。

第11条 特別会員は総会ならびに例会、その他一般社団法人 日立青年会議所の行事に出席することができる。但し、議決権を有しない。

第12条 特別会員は入会金を納入しなければならない。

仮入会制度に関する規程

(目的)

第1条 この制度は、入会希望者と正会員とが相互に理解を深め、優秀なる会員を開発することを目的とする。

(仮入会受付及び期間)

第2条 入会希望者は前期〆切り日を3月25日、後期〆切り日を7月25日の2回受付とし、仮入会期間をそれぞれ5ヶ月とする。

(仮入会承認)

第3条 会員の拡大担当委員会は、受付〆切り後の理事会において承認を受け直ちに仮入会が認められる。尚委員会は本人及び推薦者にその旨を報告しなければならない。

(所属委員会)

第4条 仮入会者は前期、後期共12月31日までは、原則として会員の拡大担当委員会に所属する。

(正会員となる資格要件)

第5条 仮入会者は次に掲げる要件を満たさなければ、正会員となることが出来ない。

- (1) 仮入会期間中の例会出席率60%以上、但し公益社団法人 日本青年会議所、関東地区、茨城ブロック等の各種行事の出席も例会出席とみなす。
- (2) 仮入会期間中の委員会出席率60%以上。

(オリエンテーション)

第6条 会員の拡大担当委員会は、仮入会者に対しオリエンテーションを前期、後期各々2回以上行わなければならない。又常設委員会等に出席する場合、仮入会者1名以上を同行し見学させ、研修の機会を与える様努めることとする。

(仮入会者の会費)

第7条 仮入会の承認を受けた者は、直ちに仮入会費として20,000円を納入する。尚、前期、後期仮入会が総会承認後、正会員となった場合の会費については次に定める。

- | | | |
|-----------|-----|----------------------|
| (1) 前期の場合 | 入会金 | 10,000円 |
| | 会員費 | 20,000円(年会費3/12の相当額) |
| (2) 後期の場合 | 入会金 | 10,000円 |

会員費 80,000円

(会員資格規程3条及び4条に基づくこととする)

(理事会報告)

第8条 会員の拡大担当委員会は、仮入会5ヶ月目に研修結果を理事会（又は理事長）に文書により報告するものとする。

(正会員入会承認の手続き)

第9条 会員の拡大担当委員会は研修結果と第5条の要件を検討し、本人の意向を確認した上、総会直前の理事会に提出し承認を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所庶務規程

第1章 事務局

- 第1条 事務局は日立市に置く。
- 第2条 事務局には有給事務員を置くことができる。
- 第3条 事務局は一般社団法人 日立青年会議所に関する一切の庶務に関する処理を行なう。
- 第4条 事務局長は事務局を統轄する。
- 第5条 取引銀行は常陽銀行日立支店とし取引口座は普通預金一般社団法人 日立青年会議所口座とする。
- 第6条 金銭の出納は財政局長の責任において行い、理事長の決済を経なければならない。

第2章 慶弔規定

- 第7条 この規定に対する慶弔見舞金の贈呈について定める。
- 第8条 会員の結婚には祝金10,000円を贈る。
- 第9条 正会員又は特別会員及びその近親者が死亡した時は弔慰金を呈する。
1. 本人死亡の場合 弔慰金30,000円及び花輪1基
 2. 近親者死亡の場合
 - (1) 配偶者 弔慰金10,000円及び花輪1基
 - 実父母及び子 弔慰金10,000円及び花輪1基
- 第10条 会員が負傷し又は疾病にかかり1ヶ月以上休業加療を要するときは見舞金を呈する。
- 第11条 会員が著しい災害に罹ったときは見舞金を呈する。
- 第12条 会員が本会議所の事業中に死亡又は負傷し疾病に罹った時、その弔慰金又は見舞金は理事会の承認を経て増額することができる。
- 第13条 正会員並びに特別会員以外の会員及びその近親者に関しては理事長が必要と認めるときは理事会の承認を経てこの規定を準用するものとする。
- 第14条 他の青年会議所の会員に関しては理事会の議決に依って行うものとする。
- 第15条 この規定によって慶弔見舞金を贈られたものはこれに対し返礼しないこととする。

第3章 旅費規定

- 第16条 この規定は正会員（以下会員という）及び事務局が会務の為に出張する場合の旅費支給に就いて定める。
- 第17条 一般社団法人 日立青年会議所関係及び公益社団法人 日本青年会議所、地区

協議会、ブロック協議会等に出席した際の旅費は実費を支給する事がある。

第18条 事務局員の出張については実費を支給する。

例 会 運 営 規 程

第1条 一般社団法人 日立青年会議所の行う例会はこの規程に基いて運営するものとする。

第2条 1. 例会の開催に当り担当副理事長又は担当委員長は例会の日、時、場所を往復はがき或はその他の方法で開催の日少くとも一週間前に全会員に到着するよう通知しなければならない。

2. 各会員は出欠の如何を必ず前日迄に到着するよう返信する義務を有する。

第3条 例会の議長は理事長がこれに当り理事長事故あるときは副理事長が当る。

第4条 例会の運営は担当副理事長及び主管委員会が担当する。

第5条 例会場の設営は下記による。

国 旗 (向かって左)

J C 旗 (向かって右)

ゴング又はベル (開閉会等に使用)

名 札

第6条 服装は原則として J a y c e eらしい品位ある服装をしバッチは佩用すること。

第7条 原則として例会のフォームは下記によるものとする。

- (1) 開会
- (2) 国歌並びに J C ソング斉唱
- (3) J C I クリド唱和
- (4) J C 宣言文朗読並びに綱領唱和
- (5) 理事長挨拶 (ビジター紹介を含む)
- (6) 直前理事長挨拶
- (7) 報告事項、理事会報告、公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会、茨城ブロック協議会の報告、委員会報告、その他の報告
- (8) 例会行事
- (9) 次回例会案内
- (10) 監事講評
- (11) 若い我等斉唱
- (12) 閉会

第8条 例会の運びをスムーズにする為各報告事項は簡単明瞭にするよう心掛け場合によっては報告者は予め資料等を配布しておくこと。

第9条 例会は定時に始まり、定時に終了するよう努力しなければならない。

第10条 例会に他の青年会議所会員又は会員以外の者が出席を希望する場合は事前に主管委員会に届出てその許可を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所事務局使用規程

第1条 一般社団法人 日立青年会議所（以下事務局という）の使用は、この規程による。

第2条 事務局を使用するのは、次に掲げる者とする。

- （1）一般社団法人 日立青年会議所の会員（責任者は理事以上の者）
- （2）事務局長が認めた者

第3条 次に掲げた用途のための事務局を使用する事は出来ない。

- （1）一般社団法人 日立青年会議所の目的に反する時
- （2）特定の個人又は法人その他の団体の直接的利益のために使用する時
- （3）特定の政党、宗教のために使用する時

第4条 事務局で使用出来る室は2階会議室とする。

第5条 事務局を使用するものは、事務局長の承認を受けなければならない。

第6条 使用者は、規定の申込み届を1週間前に済まさない場合には、使用を許可しない時もある

第7条 事務局を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）テーブル、椅子、その他の器物を床面に引摺り、又は重ねたりして破損しないこと。
- （2）使用後の器物は所定の位置に整頓すること。
- （3）壁面及び柱等に針金、釘等を取付けないこと。
- （4）特に、灰皿、暖房等火気には充分注意し、使用後は消火清掃すること。
- （5）器物を使用して破損または汚損した場合には、使用者において之を弁償又は修繕すること。
- （6）事務局の備品は許可なくみだりに使用しないこと。又ロッカー内の書籍等は無断で持出しを禁ずる。
- （7）電話の使用は自主的に使用料を出すこと。
- （8）その他、不明な事は事務局の指示に随うこと。

第8条 その他この規程に必要な事項が生じた場合には、理事会においてこれを定める。

一般社団法人日立青年会議所同好会規程

(目的)

第1条 同好の有志で組織されたクラブ活動を通して、会員相互の親睦と連帯を深めることにより、青年会議所活動の一助となることを目的とする。

(会員)

第2条 同好会の会員資格は、一般社団法人 日立青年会議所の正会員、賛助会員、仮入会者、卒業生とする。

(組織)

第3条 同好会は複数の会員で組織されたクラブの集合体で構成され、一般社団法人 日立青年会議所の組織内においては専務理事の管理下に置くこととする。

(クラブの名称)

第4条 同好会に所属する組織名にはクラブ・部・会等の名称を付けるが、その名称は各組織の判断に任せるものとする。ただし、本規程においては、総称してクラブと表記する。

(クラブの設立)

第5条 クラブを設立する場合は、以下の事項を記載した設立申請書を理事会に提出し承認を得なければならない。また、下記に変更等がある場合は速やかに変更の旨を専務理事に提出し理事長の承認を得るものとする。

- 1) クラブの代表責任者（一般社団法人 日立青年会議所正会員）
- 2) クラブの会員名簿
- 3) 活動計画及び計画書
- 4) クラブの内規
- 5) その他、理事会が必要と認めたもの

(クラブの内規)

第6条 各クラブは内規を定め、これを遵守しなければならない。

この内規の内容はそれぞれのクラブの自主性に任せて制定するものとするが、その制度と改定には一般社団法人 日立青年会議所理事会の承認を得なくてはならない。

(クラブの会費)

第7条 各クラブの活動はそれぞれの自主性に任せるものとする。ただし、一般社団法人 日立青年会議所総合基本資料に事業計画および事業報告を掲載しなければならない。また、対外行事等（当会議所以外の団体との行事）に参加する場合は理事長の承認を得るものとする。

(クラブの会計)

第8条 各クラブの会計はそれぞれのクラブの責任においてこれを行うものとする。

但し、一般社団法人 日立青年会議所本会計および他団体等より補助金を得た場合は財政局長の指示を得て、一般社団法人 日立青年会議所理事会への事業計画（収支予算）及び事業報告（収支決算）の義務を負うものとする。

(クラブの廃止)

第9条 クラブより自主的に廃止届が提出された場合以外に下記の事項に抵触し、理事会において決議・承認された場合はクラブを廃止しなくてはならない。

- 1) 一般社団法人 日立青年会議所の名誉を傷つけ、または本会議所の目的に反する行為のあったとき。
- 2) 上記の各条に記する事項が履行されないとき。
- 3) その他、理事長が必要と認めたとき。